

認定こども園の手引き



子ども・子育て支援新制度 シンボルマーク

令和5年4月

秋田県教育庁幼保推進課

目 次

認定こども園とは	1
I 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)	
1 認定申請	
(1) 認定申請書	5
(2) 教育保育従事職員等配置状況一覧	7
(3) 教育保育従事職員資格等取得状況一覧	8
(4) 施設設備表	9
(5) 管理運営状況表	12
(6) 教育及び保育の計画	13
(7) 小学校教育との連携に関する計画	17
(8) 教育保育従事職員の研修計画	17
(9) 子育て支援事業の実施計画	17
(10) 利用者負担に関する規定	19
(11) 欠格事由に該当しない旨の誓約書	20
2 認定申請前の確認	25
3 認定後の手続き	
(1) 廃止の届出	25
(2) 関係機関の連携の確保	25
II 幼保連携型認定こども園	
1 設置の届出・申請	
(1) 届出書・認可申請書	27
(2) 幼保連携型認定こども園長届出書	28
(3) 教育保育従事職員等配置状況一覧	29
(4) 教育保育従事職員資格等取得状況一覧	32
(5) 施設設備表	37
(6) 管理運営状況表	45
(7) 教育及び保育の計画	47
(8) 小学校教育との連携に関する計画	49
(9) 教育保育従事職員の研修計画	49
(10) 子育て支援事業の実施計画	49
(11) 利用者負担に関する規定	49
(12) 欠格事由に該当しない旨の誓約書	49

2 申請書添付書類の留意点	52
3 認可申請前の確認	55
4 秋田県幼保連携型認定こども園審議会への諮問	55
5 情報の提供	56
6 設置後の手続き	
(1) 幼保連携型認定こども園である旨の掲示	57
(2) 廃止又は休止の届出・申請	57
(3) 設置者の変更の届出・申請	59
(4) 園長の届出	59
(5) 変更の届出	59
7 既存施設からの移行特例等	61
III 公私連携幼保連携型認定こども園	62
1 設置の届出	
(1) 公私連携法人の指定	
(2) 公私連携幼保連携型認定こども園の設置届	
2 設置後の手続き	
(1) 廃止又は休止の申請	
(2) 設置者の変更の申請	
IV 認定こども園（4類型共通）	
1 教育・保育情報の提供	
(1) 教育・保育情報を提供するとき	65
(2) 周知すべき教育・保育情報	65
2 変更の届出	
(1) 変更届出事項	66
(2) 軽微な変更	67
3 運営状況報告	68
V 需給調整	
1 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）	70
(1) “供給=需給”の場合	
(2) “供給>需給”となる場合	
(3) 県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合	
2 幼保連携型認定こども園	75
(1) “供給=需給”の場合	
(2) “供給>需給”となる場合	
(3) 県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合	

《参照法令・条例等略称》

表記名	法令名	適用類型	
		幼保	その他
支援法	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)	○	○
こども園法(法)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)	○	○
こども園法施行令(政令)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成 26 年政令第 203 号)	○	○
こども園法施行規則(省令)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)	○	○
幼保設置運営基準	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号)	○	
局長通知	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱い(平成 26 年 11 月 28 日)	○	
こども園設置運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)		○
こども園条例	秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成 18 年秋田県条例第 79 号)		○
幼保条例	秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年秋田県条例第 110 号)	○	
幼保条例施行規則	秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成 26 年秋田県規則第 50 号)	○	
幼保審査基準	秋田県幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関する審査基準(平成 28 年 1 月 28 日制定)	○	
県要領	秋田県認定こども園の認定及び運営等に関する取扱要領(平成 27 年 1 月 13 日付け教幼保—1019 秋田県教育委員会教育長通知、最終改正平成 27 年 8 月 3 日)	○	○

※秋田市所在の施設は、秋田市の条例を参照のこと。

認定こども園とは

1 認定こども園とは

○認定こども園とは、小学校就学前の子どもに対する教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っている施設です。保護者が働いている・いないに関わらず利用ができます。

○次の機能を備え、認可・認定基準を満たす施設は、県等※から認可・認定を受けることができます。

①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

②地域における子育て支援を行う機能

※ 中核市(秋田市)に所在する施設は、中核市(秋田市)が認可・認定を行います。

2 認定こども園の類型

○認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう、次の4つの類型があります。

(1) 幼保連携型認定こども園

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプです。

教育基本法に基づく学校教育を行う「学校」であるとともに、児童福祉法上の「児童福祉施設(保育所)」となります。

(2) 幼稚園型認定こども園

認可幼稚園が、幼稚園本来の機能である一日4時間を標準とした教育を行うほか、教育のための時間終了後、幼稚園等に在籍している保育を必要とする子どもに対する保育を行うなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプです。認可幼稚園としての位置付けも失いません。

(3) 保育所型認定こども園

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども(1号認定こども)も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプです。認可保育所としての位置付けも失いません。

(4) 地方裁量型認定こども園

地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプです。

【出典:内閣府ホームページ 「認定こども園概要】

<参考>認定こども園 4類型毎の比較

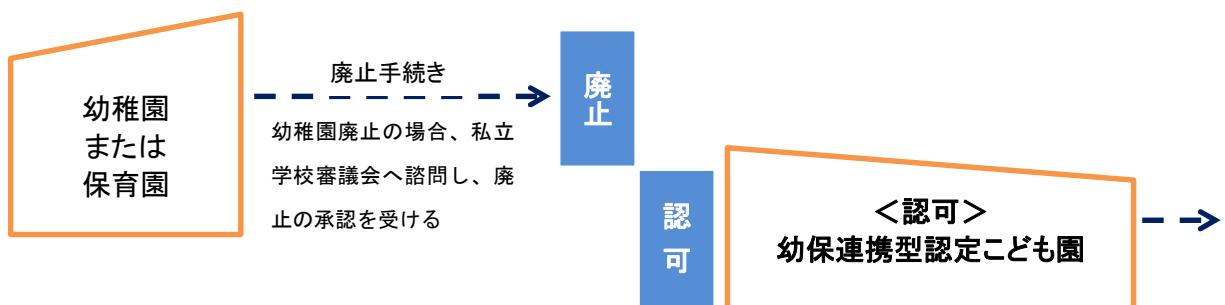
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+ 保育所機能
	【認可】 認定こども園法 第17条第1項	【認定】 認定こども園法 第3条第2項第1号 同第4項	【認定】 認定こども園法 第3条第2項第2号	【認定】 認定こども園法 第3条第2項第2号
認可・認定	秋田市以外の施設…県 秋田市の施設…秋田市			
設置主体	自治体、学校法人、 社会福祉法人	自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭※1 (幼稚園教諭免許+ 保育士資格)	満3歳以上→ 幼稚園教諭免許+保 育士資格※2 満3歳未満→ 保育士資格 学級担任→幼稚園教 諭免許	満3歳以上→ 幼稚園教諭免許+保 育士資格※2 ※ただし、教育相当時間 以外の保育に従事する 場合は、保育士資格が必 要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 幼稚園教諭免許+保 育士資格※2 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)			
開園日・ 開園時間	11時間開園 土曜日の開園が原則	地域の実情に応じて 設定	11時間開園 土曜日の開園が原則	地域の実情に応じて 設定

※1 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後10年間(令和6年度末まで)に限り、保育教諭となることができます。

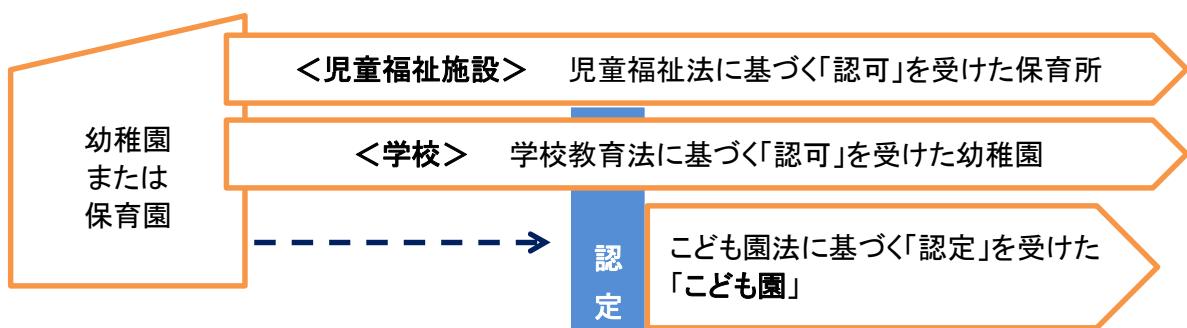
※2 当分の間、特例が設けられています。

【参考:子ども・子育て支援新制度ハンドブック 平成27年7月改訂版】

3 既設の幼稚園又は保育所が、幼保連携型認定こども園へ移行する場合

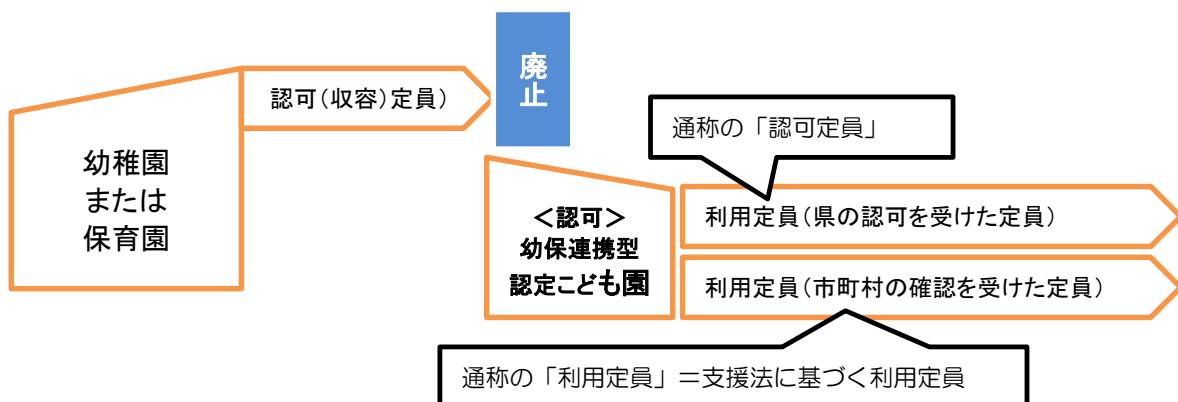


4 既設の幼稚園又は保育所が、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園へ移行する場合

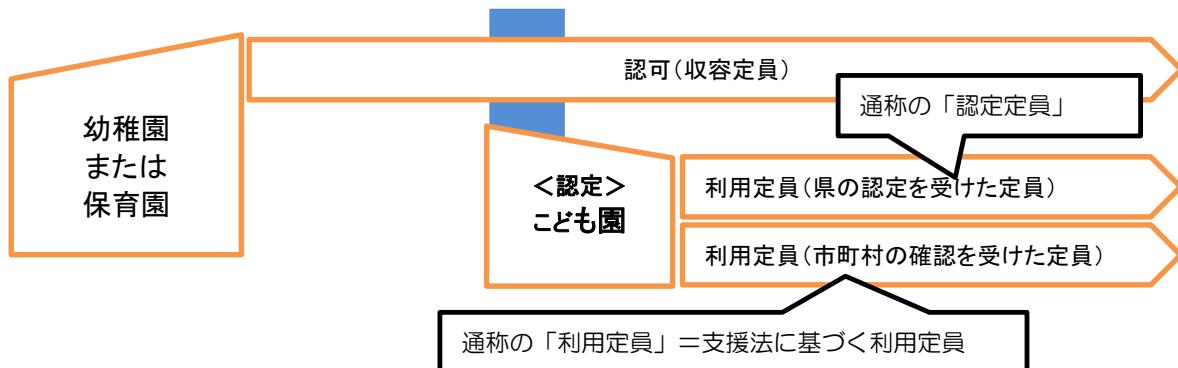


5 利用定員について

○既存の施設が、幼保連携型認定こども園になった場合



○既存の施設が、こども園(幼稚園型・保育所型)になった場合



6 認可・認定までの流れ(県に届出・申請する場合)

届出・申請先	秋田市以外の市町村 → 県
	秋田市 → 秋田市

(予定)

- | | |
|--------------|--|
| 3月まで | 市町村への事前相談 |
| 毎年4月 | 県サポート事業説明会(概ね2年間のサポート事業を受講) |
| ―― 開園の前年度 ―― | |
| 11月末 | 認可・認定申請締切(届出の場合は2月末まで)
県における申請内容の審査、市町村への協議 |
| 1月～2月 | 幼保連携型認定こども園審議会(幼保連携型のみ)
※申請者にも出席いただく予定です。 |
| 2月～3月 | 認可・認定通知(届出の場合は受理通知) |

※ 市町村への事前相談

- 認定こども園では、就学前の保育を必要とする子ども(2号、3号認定子ども)と保育を必要とする子ども以外の子ども(1号認定子ども)を受け入れすることになります。
- 定員数については、市町村が策定している「子ども・子育て支援事業計画」の需給計画等を踏まえて認可・認定することとなるため、市町村との調整が必要不可欠です。
- また、認定こども園の責務である、地域における子育て支援事業の実施内容についても、市町村と十分な協議を行い、計画する必要があります。
- こども園を設置しようとする区域を管轄する市町村と事前相談を行ったうえで、県へご連絡ください。

※ 認定こども園サポート事業

- 認定こども園を目指す就学前教育・保育施設に対し、保育者の資質の向上を図るとともに、園内で質の高い教育・保育を実践する体制構築を支援するため、県幼保推進課及び各教育事務所の指導主事及び幼保指導員による指導及び助言を行います。(3回/年×2年)
- また、うち1～2回は調整・企画担当が訪問し、施設の現地確認、及び申請手続きに係る説明を行います。

I 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)

1 認定申請

(1) 認定申請書(様式第1号)

《記載上の留意点》

① 施設の名称

○認定申請時点の施設の名称を記載する。

※認定後の認定こども園としての名称は以下④に記載する。

② 施設において保育する子どもの人数

○支援法第19条各号に規定する区分ごとの利用定員を記載する。

○なお、3号認定子どもについては、乳児と満3歳未満の幼児に分けて記載する。

※認定後は、ここに記入した利用定員が、認定された利用定員(いわゆる「認定定員」となる)。

○「認可定員」欄は、認可を受けた既存施設の収容定員又は認可定員を記載する。

③ 施設の種別

○認定を受けようとする施設(認定前の施設)の種別にチェックを入れる。

④ 認定こども園の名称

○認定こども園としての施設名称に“認定こども園”を使用(挿入)するかは任意(設置者の判断による)。

例) 認定こども園 ○○こども園 } どちらでもよい
○○こども園

※登記簿、園則、運営規程、定款又は寄付行為に記載されている正式名称を記載。

⑤ 教育又は保育の目標及び主な内容

○目標及び主な内容を簡潔に記載する。(詳細は添付書類にて確認)

⑥ 子育て支援事業

○子育て支援事業については、こども園法施行規則第2条各号の中から実施する事業を記載する。

○認定こども園においては、子育て支援事業は必ず実施しなければならないものであること。

⑦ 事業開始年月日

○事業開始予定年月日を記載する。

※認定年月日については、県が送付する認定通知書に記載の年月日となる。

【参考】認定こども園(幼保連携型以外)の認定等**○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律**

(平成18年法律第77号)(以下略称を表記)

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)

第3条 幼稚園又は保育所等の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあっては、都道府県の教育委員会。以下この章及び第4章において同じ。)の認定を受けることができる。

3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設(以下「連携施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する連携施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

(認定の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第1項又は第3項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 施設の名称及び所在地

三 保育を必要とする子どもに係る利用定員(満3歳未満の者に係る利用定員及び満3歳以上の者に係る利用定員を区分するものとする。)

四 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員(満3歳未満の者に係る利用定員及び満3歳以上の者に係る利用定員に区分するものとする。)

五 その他主務省令で定める事項

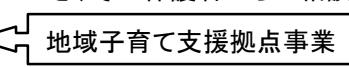
※秋田市(中核市)の施設においては、「都道府県」を「中核市(秋田市)」と、「都道府県知事」を「中核市長(秋田市長)と読み替えてください。

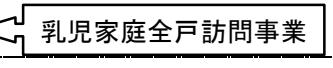
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号)(以下略称を表記)

(法第2条第12項の主務省令で定める事業)

第2条 法第2条第12項の主務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業  地域子育て支援拠点事業

二 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業  乳児家庭全戸訪問事業

- 三 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業 一時預かり事業
- 四 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業 ファミリー・サポート・センター事業

- 五 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業 利用者支援事業

(法第4条第1項第5号の主務省令で定める事項)

第8条 法第4条第1項第5号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育機能施設の別
- 二 認定こども園の名称
- 三 認定こども園の長(認定こども園の事業を管理する者をいう。)となるべき者の氏名
- 四 教育又は保育の目標及び主な内容
- 五 第2条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの

(2) 教育保育従事職員等配置状況一覧(様式第2号)

《記載上の留意点》

① 子どもの人数

- 事業開始日における見込み人数を記載する。不明な場合は、申請時における現員を記載する。
- 異年齢保育による混合クラスとする場合は、適宜様式を修正することも可。

② 職員数

- 幼稚園教諭免許状有する者又は保育士登録を受けた者若しくはその両方を有する者(有資格者)のみを記載する。
- 園長、副園長・教頭、主任保育士、保育補助者などは、その他の欄に計上し、備考にその内訳を記載する。

【参考】

ア 教育保育従事職員の配置基準(こども園条例第3条第2項)

○次の各年齢ごとに算出した人数を合計した人数とする。

子どもの年齢	配置基準
0歳児	3人につき1人以上
1～2歳児	6人につき1人以上
3歳児	20人につき1人以上
4～5歳児	30人につき1人以上

イ 教育保育従事職員の必要配置人数の算定方法

必要配置人数＝

$$0歳児 \times 1/3 + (1歳児+2歳児) \times 1/6 + 3歳児 \times 1/20 + (4歳児+5歳児) \times 1/30$$

年齢別子どもの数を配置基準で除して小数点第1位までを求める(小数点第2位以下切り捨て)、おのおのの数を合計した数を四捨五入する。

ウ 学級担任(こども園条例第3条第3項)

満3歳以上の共通利用時間についてはクラス編制を行う。1クラスの子どもは35人以下とし、1人の学級担任を置く。

(3) 教育保育従事職員資格等取得状況一覧(様式第3号)

《記載上の留意点》

① 職務内容

○担当する子どもの年齢・クラス(例:〇歳児)、学級担任、クラス名等を記載する。

② 免許・資格の有無

○保有する免許・資格の有無を記載する。

保育士については、保育士登録を受けていること。

【参考】

ア 資格の基準(こども園条例第4条第2項、第3項)

区分	資格等
満3歳未満児	保育士登録を受けた者
満3歳以上児	幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者
学級担任	幼稚園教諭免許状を有する者

イ 資格の特例

平成18年10月1日施行条例の附則による特例

○当分の間、幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、保育士登録をしている者(いわゆる併有)でない者に関する特例が設けられている。

○満3歳未満児に係る保育従事者の資格については特例なし。

● こども園条例附則第2項

類型	免許・資格	子ども	要件
幼稚園型	教員の免許状	満3歳以上で、利	
保育所型	又は	用時間が4時間	
地方裁量型	保育士登録	程度であるもの	

● こども園条例附則第3項

類型	免許・資格	子ども	要件
幼稚園型	保育士登録	満3歳以上で、教	

保育所型 地方裁量型		育及び保育時間 相当利用児	
幼稚園型 地方裁量型	教員の免許状		意欲、適性、能力等を有し、かつ、保育士の資格の取得に向けた取組を行っている

● こども園条例附則第4項

類型	免許・資格	対象業務	要件
保育所型 地方裁量型	保育士登録	学級担任	意欲、適性、能力等を有し、かつ、幼稚園教員の免許状の取得に向けた取組を行っている

ウ 特例適用を受ける場合の手続き(要領第11条)

○こども園条例附則第3項及び第4項の特例の適用を受けようとする者(資格の特例の表のうち要件欄に記載のある者)については、教育保育従事職員資格特例証明書(様式第20号)の提出が必要となる。

《記載上の留意点》

①履歴

○当該特例適用対象者の履歴書の添付をもって、記載に代えることができる。

(4) 施設設備表(様式第4号)

《記載上の留意点》

○幼稚園が保育機能施設を併設する場合の保育機能施設の面積については、保育所等の欄に記入する。

【参考】

① 園舎の面積(こども園条例第5条第1項第1号)

ア 要件

○次に掲げる学級数の区分ごとの面積以上であること。

学級数	面 積
1学級	180m ²
2学級以上	320m ² +(学級数-2)×100m ²

※上記の面積には、満3歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室その他の施設及び設備の面積を含まない。

イ 特例(こども園条例第5条第1項第1号ただし書き)

○教育又は保育する子どもに係る設備の面積を合計した面積が、以下の面積を合計した面積以上であること。

対象	設備	面 積
保育所型 地方裁量型	保育室又は遊戯室	1.98 m ² × 満2歳以上の子どもの数
	ほふく室	3.3 m ² × 満2歳未満のほふくする子どもの数
	乳児室	1.65 m ² × 満2歳未満のほふくしない子どもの数

② 保育室又は遊戯室の面積(こども園条例第5条第1項第3号)

ア 要件

○次に掲げる面積以上の面積であること。

- 1. $98 \text{m}^2 \times \text{満2歳以上の子どもの数}$

イ 特例(こども園条例第5条第1項第3号ただし書き)

○満3歳以上の子どもの教育又は保育を行う場合

対象	要件
幼稚園型・地方裁量型	園舎の面積基準を満たしていること

※上記の面積には、満3歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室その他の施設及び設備の面積を含まない。

③ 屋外遊戯場の面積(こども園条例第5条第1項第4号)

ア 要件

○A 及び B に掲げる面積以上(AとBの面積をともに満たす)であること。

- A $3 \text{m}^2 \times \text{満2歳以上の子どもの数}$

B 次の学級数の区分ごとの面積(a)と面積(b)を合計した面積

学級数	面積(a)	+	面積(b)
2学級以下	$330 \text{m}^2 + (\text{学級数}-1) \times 30 \text{m}^2$		$3 \text{m}^2 \times \text{満2歳以上満3歳未満の子どもの数}$
3学級以上	$400 \text{m}^2 + (\text{学級数}-3) \times 80 \text{m}^2$		

イ 特例(こども園条例第5条第1項第4号ただし書き)

①幼稚園型・地方裁量型については、以下の面積以上であれば可

学級数	面 積	+	3. $3 \text{m}^2 \times \text{満2歳以上満3歳未満の子どもの数}$
2学級以下	$330 \text{m}^2 + (\text{学級数}-1) \times 30 \text{m}^2$		
3学級以上	$400 \text{m}^2 + (\text{学級数}-3) \times 80 \text{m}^2$		

②保育所型・地方裁量型については、以下の面積以上であれば可

- $3 \text{m}^2 \times \text{満2歳以上の子どもの数}$

④ 建物等の配置(こども園条例第5条第1項第6号)

ア 要件

○連携施設である幼稚園型認定こども園(幼稚園が保育機能施設を設置し一体的に運営する施設)は、同一敷地内又は隣接地に幼稚園及び保育機能施設の建物及び附属設備を設けていること。

イ 特例(こども園条例第5条第1項第6号ただし書き)

○要件を満たすことが困難である場合で、次の要件のすべてに適合するときは同一敷

地内又は隣接地でなくてもよい。

- 子どもに対し適切に教育及び保育を行うことが可能であること。
- 子どもが建物等の間を安全に移動することができること。

⑤ 屋外遊戯場の特例(こども園条例第5条第2項)

○保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の屋外遊戯場については、当該認定こども園の付近に、次に掲げる要件のすべてに適合する場所(代替地)がある場合は、代替地を屋外遊戯場に代えることができる。

- 子どもが安全に利用できる場所であること。
- 子どもが日常的に利用することができる場所であること。
- 子どもに対し適切に教育及び保育を行うことが可能な場所であること。
- 屋外遊戯場の面積に関する要件に適合する場所であること。

⑥ 調理室の特例(こども園条例第5条第3項)

○次の場合は、調理室を設けないことができる。

対象	調理方法	子どもの数	代替設備
幼稚園型	自園調理	食事を提供する子どもの数が20人未満	調理設備

⑦ 食事の提供に係る調理の方法の特例(こども園条例第6条第2項)

ア 原則(こども園条例第6条第1項)

○認定こども園内で調理する方法による。

イ 特例

○対象

幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型

○調理方法

満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、園外で調理し搬入する方法

○代替設備

調理機能を有する設備

○要件

次の要件のすべてに適合すること

- 食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、当該食事の提供の管理者が衛生、栄養等に関し業務上必要な注意を払うことができるよう、当該認定こども園の体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されること。
- 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士による献立等についての栄養の観点からの指導その他の栄養士による必要な配慮が行われる体制が確保されること。
- 調理業務の受託者については、当該認定こども園における食事の提供の趣旨を十分認識し、衛生、栄養等に関し調理業務を適切に遂行することができる能力を

有する者とすること。

- 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事を提供するとともに、子どものアレルギー、アトピー等に配慮し、食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができること。
- 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(5) 管理運営状況表(様式第5号)

《記載上の留意点》

- 教育・保育時間等について、預かり保育は1号認定子ども、時間外保育(延長保育)は2・3号認定子どもについて記載する。

【参考】組織、学年、学期及び休業日及び自己評価等

○学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

(準用規定)

第39条 第48条、第49条、第54条、第59条から第68条までの規定は、幼稚園に準用する。

(職員会議)

第48条 小学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、校長が主宰する。

(学校評議員)

第49条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

(履修困難な教科の学習)

第54条 児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(学年の始期及び終期)

第59条 小学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(授業終始の時刻)

第60条 授業の終始の時刻は、校長が定める。

(公立小学校の休業日)

第61条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りではない。

一 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

二 日曜日及び土曜日

三 学校教育法施行令第29条第1項の規定により教育委員会が定める日
(私立小学校の学期および休業日)

第62条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

(非常変災等の臨時休業)

第63号 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。

(講師)

第64条 講師は、常時勤務に服しないことができる。

(学校用務員)

第65条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

(自己評価)

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

(学校関係者による評価)

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

(評価結果の報告)

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

(6) 教育及び保育の計画

① 全体的な計画

- 園の目標・理念、運営の方針、運営組織を記載する。
- 教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第62号)及び保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づかなければならない。
- 認定に当たっては、教育及び保育内容が幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施されているか実地に調査を行う。

② 指導計画

- 年間指導計画(幼保一体型指導計画、全年齢分)
 - 子どもの実態(子どもの姿等)、ねらい、内容(5領域+その他)、環境の構成と保育者の援助(保育者の関わり、配慮事項等)を記載する。
- 月案(全年齢分・4月分)

子どもの実態(子どもの姿等)、ねらい、家庭との連携、内容(5領域+その他)、環境の構成と保育者の援助(保育者のかかわり、配慮事項等)を記載する。

○週案または日案(4月分及び申請する年度の12月に作成した記載済みのもの、全年齢分)

先週の子どもの姿、ねらい、予想される子どもの活動、環境の構成と保育者の援助(保育者のかかわり、配慮事項等)、評価を記載する。

○デイリープログラム(全年齢分:年齢ごと)

時間の流れ、子どもの動き、環境の構成と保育者の援助(保育者のかかわり、配慮事項等)を記載する。

【参考】

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)(以下略称を記載)

第五 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学・厚生労働省告示第1号)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育厚生労働省所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づかなければならない。また、子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

一 教育及び保育の基本及び目標

認定こども園における教育及び保育は、0歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連續性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。

このため、認定こども園は、次に掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。

- 1 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。
- 2 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようによること。
- 3 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。
- 4 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。
- 5 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

6 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにすること。

認定こども園は、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具體化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

二 認定こども園として配慮すべき事項

認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならない。

- 1 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連續性を考慮して展開していくこと。
- 2 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。
- 3 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- 4 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

三 教育及び保育の計画並びに指導計画

認定こども園における教育及び保育については、二に掲げる認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、園として目指すべき目標、理念や運営の方針を明確にしなければならない。

また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

- 1 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。
- 2 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。
- 3 家庭や地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満三歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満三歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫をすること。
- 4 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

四 環境の構成

認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- 1 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満三歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。
- 2 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。特に満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。
- 3 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるよう子どもへの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。
- 4 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

五 日々の教育及び保育の指導における留意点

認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- 1 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。
- 2 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。
- 3 1日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。
- 4 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等の工夫をすること。
- 5 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をすることへの興味や関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。
- 6 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保すると

ともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

7 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

8 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。

また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

第五 教育及び保育の内容

六 小学校教育との連携

認定こども園は、次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

- 1 子どもの発達や学びの連續性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- 2 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
- 3 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

(7) 小学校教育との連携に関する計画

次に掲げる事項等について記載する。※前年度の実績を添付する。

- 小学校との連携を進めるに当たっての意義・目的等
- 連携を進めるための園内の組織や職員の役割等
- 交流・連携に関する年間計画(幼児・児童の活動、職員の活動)

(8) 教育保育従事職員の研修計画

次に掲げる事項等について記載する。※前年度の実績を添付する。

- 研修を進めるに当たっての意義・目的等
- 研修を進めるための園内の組織や職員の役割等
- 研修に関する年間計画(年間研究のテーマ、園内・外の研修内容)

(9) 子育て支援事業の実施計画

次に掲げる事項等について記載する。※前年度の実績を添付する。

- 認定こども園で実施する子育て支援事業の意義・目的等

- 事業を実施するための園内の組織や職員の役割等
- 事業の年間計画
- 利用者負担がある場合は利用料額等

※子ども・子育て支援新制度においては、認定こども園の公定価格に子育て支援事業に係る経費も含まれています。

【参考】子育て支援事業

○法

(定義)

第2条

12 この法律において「子育て支援事業とは、地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う事業、地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業又は地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業であって主務省令で定めるものをいう。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)

第3条第2項

三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

第4項第2号

※同上

○省令

(法第2条第12項の主務省令で定める事業)

第2条 法第2条第12項の主務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 地域子育て支援拠点事業

二 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 乳児家庭全戸訪問事業

三 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業 一時預かり事業

四 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業 ファミリー・サポート・センター事業

五 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業 利用者支援事業

○告示

第七 子育て支援

認定こども園における子育て支援事業については、次に掲げる点に留意して実施されなければならない。

- 一 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。
- 二 子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週3日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- 三 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

(10) 利用者負担に関する規程

○利用者負担(保育料、実費徴収、上乗せ徴収、延長保育料、預かり保育料、一時預かり保育料等)に関する規程(園則に記載している場合は園則)を添付する。

支払を受けた場合は、保護者に対し領収書を交付しなければならない。

○実費徴収については、その都度説明し、保護者の同意(書面同意は不要)を得ること。

例) 通園送迎費、給食費、文房具費、行事への参加経費など

○上乗せ徴収(特定負担額)については、教育・保育の質の向上に向けた取組に充てることを明示した適切な費目を設定すること。

事前説明のうえ、書面による同意を得ること。

例) 教員配置の充実、高待遇を通じた教員の確保、設備更新の前倒し、平均的な水準を超えた施設設備など

【参考】利用者負担額等

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)

※運営基準については、本基準に基づき、市町村が条例により定める

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

→ 利用者負担額

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ)の支払を受けるものとする。
- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるもの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付保護者から受けることができる。 → **上乗せ徴収**
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- **実費徴収**
- 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - 三 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用() イ～ハ (省略)
 - 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - 五 前4号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について画面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(11) 欠格事由に該当しない旨の誓約書

法第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(様式第22号)

○申請者(法人代表者)だけでなく、すべての役員等が対象となる。

【参考】欠格事由

○法

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)

第3条

- 5 都道府県知事は、国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。)及び市町村以外の者から、第1項又は第3項の認定の申請があったときは、第1項又は第3項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認定の申請をした者が学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。)である場合にあっては、第4号に掲げる基準に限る。)によって、その申請を審査しなけ

ればならない。

- 一 第1項若しくは第3項の条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。
- 二 当該申請に係る施設を設置する者(その者が法人である場合においては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)とする。次号において同じ。)が当該施設を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 当該申請に係る施設を設置する者が社会的信望を有すること。
- 四 次のいずれにも該当するものないこと。
 - イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの处分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ及び第17条第2項第7号において同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号において「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超える、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超える、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の

1を超える、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、木本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

- ヘ 申請者が、認定の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへのいずれかに該当する者であるとき。

○政令

(法第3条第5項第4号ロ及び第17条第2項第1号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」という。)第3条第5項第4号ロ及び第17条第2項第1号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)
- 二 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- 三 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)
- 四 生活保護法(昭和25年法律第144号)
- 五 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- 六 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- 七 介護保険法(平成9年法律第123号)
- 八 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)
- 九 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)
- 十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
- 十二 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- 十三 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)
- 十四 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)

(法第3条第5項第4号ハ及び第17条第2項第2号の政令で定める労働に関する法律の規定)

第2条 法第3条第5項第4号ハ及び第17条第2項第2号の政令で定める労働に関する法律の規定は、次のとおりとする。

- 一 労働基準法(昭和22年法律第49号)第117条、第118条第1項(同法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。)、第119条(同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。)及び第120条(同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条(第4項を除く。)の規定により適用される場合を含む。)
- 二 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
- 三 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定

(法第3条第5項第4号ニの政令で定める使用人)

第3条 法第3条第5項第4号ニの政令で定める使用人は、同条第1項又は第3項の認定を受けた施設に係る事業を管理する者とする。

○省令

(法第3条第5項第4号ニただし書の主務省令で定めるニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの)

第4条 法第3条第5項第4号ニただし書の主務省令で定めるニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、都道府県知事(法第3条第1項又は第3項の規定により都道府県の教育委員会が認定こども園の認定を行う場合にあっては、都道府県の教育委員会。第9条、第28条及び第29条において同じ。)が法第30条第2項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定こども園の設置者が当該認定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

2 前項の規定は、法第3条第5項第4号ホただし書の主務省令で定めるホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものについて準用する。

(法第3条第5項第4号ホの主務省令で定める申請者の親会社等)

第5条 法第3条第5項第4号ホに規定する申請者(以下この条において「申請者」という。)の親会社等(次項及び第4項第1号において「申請者の親会社等」という。)は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超える者
- 二 申請者(株式会社である場合に限る。)の議決権の過半数を所有している者
- 三 申請者(持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。次項第3号及び第3項第3号において同じ。)である場合に限る。)の資本金の過半数を出資している者
- 四 申請者の事業の方針の決定に関して、前三号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められ

る者

- 2 法第3条第5項第4号ホの主務省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。
 - 一 申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超える者
 - 二 申請者の親会社等(株式会社である場合に限る。)が議決権の過半数を所有している者
 - 三 申請者の親会社等(持分会社である場合に限る。)が資本金の過半数を出資している者
 - 四 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者
- 3 法第3条第5項第4号ホの主務省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。
 - 一 申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超える者
 - 二 申請者(株式会社である場合に限る。)が議決権の過半数を所有している者
 - 三 申請者(持分会社である場合に限る。)が資本金の過半数を出資している者
 - 四 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者
- 4 法第3条第5項第4号ホの主務省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。
 - 一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であること。
 - 二 法第3条第1項又は第3項の規定により認定を受けた施設の設置者であること。
(法第17条第2項第3号ただし書の主務省令で定める認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの)

2 認定申請前の確認

○認定こども園(幼保連携型以外)の認定事務を円滑に進めるため、認定申請前に提出書類、施設設備、保育内容等を確認する訪問を実施する。

[申請までの流れ]

- 施設を訪問し、提出書類・保育内容等の確認、申請に係る指導助言を行う。
↓
- 訪問時の指導助言に基づき、申請書及び添付書類の修正を行う。
↓
- 申請書提出

(1) 認定こども園サポート事業実施園

○原則は、認定こども園としての事業開始後を想定した書類を作成し、提出すること。

これが困難な場合は、訪問時期直近の書類をもって代えることができる。

※認定申請時は、事業開始後の内容を記載できるものは記載すること。

○提出締切 11月下旬の県が指定した日

(2) (1)以外の施設

○原則は、認定こども園としての事業開始後を想定した書類を作成し、提出すること。

これが困難な場合は、訪問時期直近の書類をもって代えることができる。

※認定申請時は、事業開始後の内容を記載できるものは記載すること。

(3) 確認訪問に係る提出書類

○認定に係る提出書類のほか、訪問当日の日案(部数は別途指示あり)を提出すること。

○訪問は、認定こども園への移行を希望するすべての施設が対象となる。

3 認定後の手続き

(1) 廃止の届出(様式第6号)

○認定こども園を廃止する3か月前までに知事に届け出なければならない。

例) ・認定こども園である幼稚園、保育所又は保育機能施設を廃止する場合

・認定こども園の類型を変更する場合

　幼稚園型、保育所型、地方裁量型 → 幼保連携型

・認定こども園から幼稚園・保育所等に戻る場合

○廃止する場合は、廃止後の入所児童の処遇について適切な措置を講ずること。

(2) 関係機関の連携の確保

○知事は、認定こども園の認定又は認定の取り消しを行おうとするときは、当該施設の認可権等を有する地方公共団体の機関に協議しなければならないとされている。

【参考】関係機関との連携

○法

(関係機関の連携の確保)

第8条 都道府県知事は、第3条第1項又は第3項の規定により認定を行おうとするとき及び前条第1項の規定により認定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、学校教育法又は児童福祉法の規定により当該認定又は取消しに係る施設の設置又は運営に関して認可その他の処分をする権限を有する地方公共団体の機関(当該機関が当該都道府県知事である場合を除く。)に協議しなければならない。

2 地方公共団体の長及び教育委員会は、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

II 幼保連携型認定こども園

1 届出・認可申請

○幼保連携型認定こども園の設置者については、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人に限られる。

(1) 届出書・申請書

《記載上の留意点》

①様式

○公立施設の設置については、事前の届出。(こども園法第16条)

幼保連携型認定こども園設置届出書(様式第7号)

○私立施設の設置については、認可申請。(こども園法第17条第1項)

幼保連携型認定こども園設置認可申請書(第10号)

②「定員」欄

認可後は、ここに記入した定員が、認可された利用定員(いわゆる「認可定員」)となる。

【参考】 幼保連携型認定こども園の認可等

○法

(設置者)

第12条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人のみが設置することができる。

(設置等の届出)

第16条 市町村(指定都市等を除く。次条第5項において同じ。)は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項(次条第1項及び第34条第6項において「廃止等」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

(設置等の認可)

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項及び第7項並びに次条第1項において同じ。)の認可を受けなければならない。

○省令

(法第4条第1項第5号の主務省令で定める事項)

第8条 法第4条第1項第5号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育機能施設の別

二 認定こども園の名称

三 認定こども園の長(認定こども園の事業を管理する者をいう。)となるべき者の氏名

四 教育又は保育の目標及び主な内容

五 第2条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの ⇨ 子育て支援事業

(幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等)

第15条 幼保連携型認定こども園の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次に掲げる事項を記載した書類及び法第13条第1項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添えてしなければならない。

一 目的

二 名称

三 所在地

四 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面

五 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(第3項及び次条において「園則」という。)

六 経費の見積もり及び維持方法

七 開設の時期

(2) 幼保連携型認定こども園長届出書(様式第14号) (こども園法第26条)

○学校教育法第10条(私立学校の校長届出義務)の準用により、私立の幼保連携型認定こども園は、園長を定め、知事に届け出なければならない。

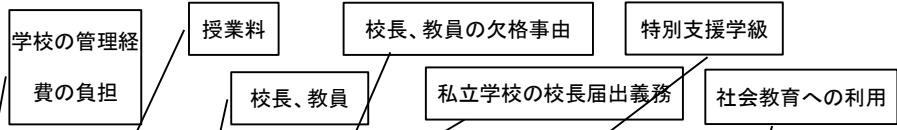
○設置認可申請時に、園長の届出書も提出すること。

園長の届出書には、履歴書を添付すること。

【参考】園長の届出

○法

(学校教育法の準用)



第26条 学校教育法第5条、第6条本文、第7条、第9条、第10条、第81条第1項及び第137条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同法第10条中「私立学校」とあるのは「国(国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体以外の者の設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)と、「大学及び高等専門学校にあっては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあっては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(指定都市等(同法第13条第1項に規定する指定都市等をいう。以下この条において同じ。)の区域内にあっては、「当該指定都市等の長」と、同法第81条第1項中「該当する幼児、児童及び生徒」とあるのは「該当する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下この項において単に「園児」という。)と、「必要とする幼児、児童及び生徒」とあるのは「必要とする園児」と、「文部科学大臣」とあるのは「同法第36条第1項に規定する主務大臣」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、特別支援学校においては、幼保連携型認定こども園の要請に応じて、園児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と、同法第137条中「学校教育上」とあるのは「幼保連携型認定こども園運営上」と読み替えるものとするほか、必要な技術的な読み替えは、政令で定める。

○省令

(学校教育法施行規則の準用)

第26条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第25条、第27条、第28条第1項及び第2項前段、第48条、第49条、第59条、第60条並びに第63条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 略
職員会議

学校評議員

学年の始期及び終期

出席簿

私立学校長の届出の手続き

表簿

授業終始の時刻

非常変災時の臨時休業

○学校教育法第10条(読替後)

第10条 国(国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体以外の者の設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)は、園長を定め、都道府県知事(指定都市等(同法第13条第1項に規定する指定都市等をいう。以下この条において同じ。)の区域内にあっては、当該指定都市等の長)に届け出なければならない。

○学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)(読替後)

第27条 国(国立大学法人(平成15年法律第120号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)が、園長を定め、都道府県知事(地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長)に届け出るに当たっては、その履歴書を添えなければならない。

(3) 教育保育従事職員等配置状況一覧(様式第2号)

※記載上の留意点は、「I 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)」の関係部分を参照

① 配置が義務である職員(幼保条例第4条第1項及び第3項)

- 一 園長
- 二 主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭

※保育教諭等の特例 (幼保条例第4条第1項ただし書き)

- 専任の副園長又は教頭が兼ねることができる。
- 学級数の1/3の範囲内で、専任の助保育教諭又は講師を充てができる。

三 調理員

※調理員の特例

- 調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができる。

② 配置が努力義務である職員(幼保条例第4条第4項)

- 副園長又は教頭
- 主幹養護教諭、養護教諭又は助養護教諭
- 事務職員

【参考】

① 教育保育従事職員の配置基準(幼保条例第4条第2項第1号)

子どもの年齢	配置基準
0歳児	3人につき1人以上
1～2歳児	6人につき1人以上
3歳児	20人につき1人以上
4～5歳児	30人につき1人以上

② 教育保育従事職員の必要配置人数の算定方法(局長通知 2)

必要配置人数＝

$$0\text{歳児} \times 1/3 + (1\text{歳児}+2\text{歳児}) \times 1/6 + 3\text{歳児} \times 1/20 + (4\text{歳児}+5\text{歳児}) \times 1/30$$

年齢別子どもの数を配置基準で除して小数点第1位までを求める(小数点第2位以下切り捨て)、おのおのの数を合計した数を四捨五入する。

職員配置と学級数の関係

○3歳以上児について、上記配置基準により算出された職員数が、3歳以上児の学級数を下回るときは、学級数に相当する職員を配置すること。(幼保条例第4条第2項第2号)

※学級数に対応した職員配置とする。

園長が専任でない場合における職員配置

○園長が専任でない場合は、上記配置基準により算出した教育保育従事職員数に、1人を加えた職員配置とすること。(幼保条例第4条第2項第3号)

【参考】 職員

○法

(職員)

第14条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

3 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

4 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

5 副園長は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。この場合

において、副園長が2人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

- 6 教頭は、園長(副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長)を助け、園務を整理し、並びに必要に応じ園児(幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。)の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下この条において同じ。)をつかさどる。
- 7 教頭は、園長(副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長)に事故があるときは園長の職務を代理し、園長(副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長)が欠けたときは園長の職務を行う。この場合において、教頭が2人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、園長の職務を代理し、又は行う。
- 8 主幹保育教諭は、園長(副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長又は教頭。第11項及び第13項において同じ。)を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
- 9 指導保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 10 保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。
- 11 主幹養護教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、及び園児(満三歳以上の園児に限る。以下この条において同じ。)の養護をつかさどる。
- 12 養護教諭は、園児の養護をつかさどる。
- 13 主幹栄養教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 14 栄養教諭は、園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 15 事務職員は、事務に従事する。
- 16 助保育教諭は、保育教諭の職務を助ける。
- 17 講師は、保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する。
- 18 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- 19 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、保育教諭に代えて助保育教諭又は講師を置くことができる。

学級の編制

○幼保連携型認定こども園においては、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制することとなる。

○学級の編制にあたっては、1号認定子どもと2号認定子どもを一体的に編制すること。

○学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制すること。

地域の実情に応じて、異なる年齢にある園児で学級を編制するなど弾力的な取扱いも可能。

学年の途中で満3歳に達した園児の取扱い

●学年の途中で満3歳に達した子どもは、3号認定子どもから1号認定子ども又は2号認定子どもに該当することになる。

●満3歳に達した段階で、学級を編制することになるが、各園の園児の状況等を踏まえ、次のような弾力的な取扱いをすることができる。

- ①園児が満3歳に達した当該年度中は引き続き2歳児クラス等に残る
- ②園児が満3歳に達した後、3歳児学級(年少)へ移る
- ③園児が満3歳に達した後、3歳児学級(年少)とは別に、満3歳児学級を設ける

【参考】

○局長通知

1. 学級編制について

幼保連携型認定こども園においては、基準省令第4条の規定に基づき、教育課程に基づく教育を行うため、学級編制を行うことが求められるが、学級を編制するにあたっては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども(以下「1号認定子ども」という。)に該当する園児と同項第2号に掲げる小学校就学前子ども(以下「2号認定子ども」という。)に該当する園児を一体的に編制することを基本とする。

学級は、第4条第3項の規定のとおり、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とするが、地域の実情に応じて、異なる年齢にある園児で学級を編制するなど、弾力的な取扱いをすることができるものとする。なお、学年の途中で満3歳に達した園児については、満3歳に達した段階で、1号認定子ども又は2号認定子どもに該当することとなり、学級編制が必要となるが、その年齢構成については、各園の園児の状況等を踏まえ、例えば、以下の①から③までの対応など、弾力的な取扱いをすることができるものとする。

- ①園児が満3歳に達した当該年度中は引き続き2歳児クラス等に残る
- ②園児が満3歳に達した後、3歳児学級(年少)へ移る
- ③園児が満3歳に達した後、3歳児学級(年少)とは別に、満3歳児学級を設ける 等

(4) 教育保育従事職員資格等取得状況一覧(様式第3号)

※記載上の留意点は、「I 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)」の関係部分を参照

○幼保連携型認定こども園の教育保育従事職員の資格

主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事する者)は、幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者とする。

【参考】 職員、園長等の資格

○法

(職員の資格)

第15条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登

録(第4項及び第40条において単に「登録」という。)を受けた者でなければならない。

- 2 主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。
- 3 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。
- 4 助保育教諭及び講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の助教諭の臨時免許状(教育職員免許法第4条第4項に規定する臨時免許状をいう。次項において同じ。)を有し、かつ、登録を受けた者でなければならない。
- 5 養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有する者でなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、職員の資格に関する事項は、主務省令で定める

○省令

(幼保連携型認定こども園の園長の資格)

第12条 園長の資格は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けており、及び、次に掲げる職に5年以上あることとする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校の校長(幼保連携型認定こども園の園長を含む。)の職
- 二 学校教育法第1条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授(学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号)による改正前の学校教育法第58条第1項及び第70条第1項に規定する助教授を含む。)、助教、副校長(幼保連携型認定こども園の副園長を含む。)、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師(常時勤務の者に限る。)及び同法第124条に規定する専修学校の教員(以下この条において「教員」という。)の職
- 三 学校教育法第1条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員(単純な労務に雇用される者を除く。以下この条において同じ。)、実習助手、寄宿舎指導員(学校教育法の一部を改正する法律(平成13年法律第105号)による改正前の学校教育法第73条の3第1項に規定する寮母を含む。)及び学校栄養職員(学校給食法(昭和29年法律第160号)第7条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設の当該職員を含む。)の職
- 四 学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)第1条の規定による改正前の学校教育法第94条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制(昭和21年勅令第208号)第1条の規定による教員養成諸学校の長の職
- 五 前号に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職
- 六 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける第1号から第3号までに掲げる者に準ずるものとの職
- 七 前号に規定する職のほか、外国の学校における第1号から第3号までに掲げる者に準ずるものとの職
- 八 少年院法(昭和23年法律第169号)による少年院又は児童福祉法による児童自立支援施設(児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74号)附則第7条第1項の規定により証明書を発

行することができるもので、同条第2項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法(以下この号において「旧児童福祉法」という。)第48条第4項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。)において矯正教育又は指導を担当する者(旧児童福祉法第44条に規定する救護院(同法第48条第4項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。)において指導を担当する者を含む。)の職

九 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設の長の職

十 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員の職

十一 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設の事務職員の職

十二 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業(以下この条において「家庭的保育事業等」という。)の管理者の職

十三 家庭的保育事業等において児童の保育に直接従事する職員の職

十四 家庭的保育事業等における事務職員の職

十五 第1号から前号までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育以外の教育を含む。以下この号において同じ。)若しくは児童福祉に関する事務又は教育若しくは児童福祉を担当する国家公務員又は地方公務員(単純な労務に雇用される者を除く。)の職

十六 外国の官公庁における前号に準ずるものとの職

第13条 国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園の園長の任命権者又は国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の目的を実現するため、当該幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、前条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認めるものを園長として任命し、又は採用することができる。

(幼保連携型認定こども園の副園長及び教頭の資格)

第14条 前二条の規定は、副園長及び教頭の資格について準用する。

保育教諭等の資格の特例 ※法附則第5条 (平成24年8月22日法律第66号)

○いわゆる併有でない者の特例

- 平成27年4月1日から令和7年3月31日までの期間(経過措置期間)は、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は保育士の登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事するもの)となることができる。
- 平成27年4月1日から令和7年3月31日までの期間(経過措置期間)は、幼稚園助教諭の臨時免許状を有する者は、助保育教諭又は講師(助保育教諭に準ずる職務に従

事するもの)となることができる。

改正教育職員免許法施行後の教員免許状の取扱いについて

- ①法改正により、今後手続きなく、期限のない免許状となるもの

<旧免許状>

- ・過去に更新手続きを行い、次の「修了確認期限」が令和4年7月1日以降の免許状
- ・今まで教員の経験がない方や、更新時に現職教員ではなく更新手続きを行わなかった方の所有する免許状(休眠状態の免許状)

<新免許状>

- ・過去に更新手続きを行い、次の「有効期間の満了の日」が令和4年7月1日以降の免許状
- ・所有する複数の免許状のうち最も遅い「有効期間の満了の日」が令和4年7月1日以降である方が所有する免許状
- ・免許状に記載された「有効期間の満了の日」が令和4年7月1日以降の免許状

- ②失効により再授与申請が必要な免許状

<旧免許状>

- ・更新手続き期限の際に現職教員であって、更新手続きを行わず失効した(教育委員会に免許状を返納した)免許状

<新免許状>

- ・過去に更新手続きを行わずに「有効期間の満了の日」が経過している免許状

【参考】

<旧免許状>:平成21年3月31日以前に授与された教員免許状

(免許状に有効期間の記載がありません。)

<新免許状>:平成21年4月1日以降に、初めて授与された教員免許状

(免許状に有効期間の満了の日が記載されています。)

【参考】保育教諭等の資格の特例

○法

附 則

(保育教諭等の資格の特例)

第5条 施行日から起算して10年間は、新認定こども園法第15条第1項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(第3項において単に「登録」という。)を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。

2 施行日から起算して10年間は、新認定こども園法第15条第4項の規定にかかわらず、幼稚園の助教

諭の臨時免許状(教育職員免許法第4条第4項に規定する臨時免許状をいう。)を有する者は、助保育教諭又は講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。

特例期間中の保育教諭等、助保育教諭又は講師

①保育教諭等として従事するための要件(局長通知)

○特例期間中においては、幼稚園教諭免許状保有又は保育士登録のどちらか一方のものについては、園児の教育及び保育に直接従事する場合は、自己が取得していないものの免許・資格の取得に努めていなければならない。

○学級を担任する者については幼稚園教諭免許状(臨時免許状含む)有する者が、満3歳未満の園児の保育に直接従事する者については保育士が就くことが望ましい。

②保健師又は看護師の取扱い(幼保設置運用基準)

○職員は、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師をもって代えることができる。

○ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって、職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

○保健師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

【参考】

○幼保設置運用基準

附 則

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第8条 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第5条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

みなし幼保連携型認定こども園の職員の資格の特例

○平成27年4月1日から令和7年3月31日までの10年間(経過措置期間)は、副園長又は教頭の資格要件について特例措置がある。(幼保条例附則第4項)

ア 原則

幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者
(いわゆる併有者でなければならない)

イ 特例

幼稚園教諭の普通免許状を有し、又は保育士の登録を受けた者
(どちらか一方の免許、資格(登録が必要)でよい)

(5) 施設設備表(様式第4号)

《記載上の留意点》

- 幼保連携型認定こども園の欄に記入する。

【参考】① 園舎及び園庭の配置

ア 原則(幼保条例第8条第2項)

- 同一敷地内又は隣接する位置に設置すること。
- 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けられる園庭に代わる場所(いわゆる代替地)については、園庭の必要面積に算入できない。
ただし、実際の園の活動において、安全の確保等に十分配慮したうえで、公園等の代替地の活用を妨げるものではない。

イ 既存の幼稚園・保育所が移行する場合の特例(幼保条例附則第13項)

- 次の条件及び要件を満たす幼稚園・保育所については、同一敷地内又は隣接する位置以外の代替地に園庭を設けることができる。
- この場合の代替地については、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、算入することができる。

特例適用の条件	特例の要件
<p>平成27年3月31日現在、幼稚園又は保育所が設置されており、当該幼稚園・保育所を廃止して、同一の所在場所において、既存の幼稚園・保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合で、次の①及び②を満たすものに限る。</p> <p>①当該施設の園舎と同一敷地内又は隣接する位置に園庭が設けられている。</p> <p>②当該園庭の面積は、“幼稚園基準を満たす面積”以上又は“$3.3\text{m}^2 \times \text{満3歳以上の園児数}$である面積”以上である。</p>	<p>満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないうえで、次のすべての要件を満たす場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 園児が安全に移動することができる場所 二 園児が安全に利用することができる場所 三 園児が日常的に利用することができる場所 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所

【参考】

○局長通知

3. 園舎、園庭及び設備の基準について

(3) 園庭の設置・面積(代替地の取扱い)について

幼保連携型認定こども園の園庭の設置場所については、基準省令第6条第5項の規定のとおり、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けることが原則である。

このため、園舎と同一の敷地又は隣接する位置に設けられる園庭に代わる場所(いわゆる代替地)については、園庭としての必要面積に算入することはできないものとする。ただし、実際の園の活動において、安全の確保等に十分配慮した上で、公園等の代替地を活用することを妨げるものではない。

なお、基準省令附則第4条第3項の規定のとおり、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又は保育所が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合においては、移行特例として、当分の間、以下の①から④までのすべての要件を満たす代替地について、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、算入することができるものとする。

- ① 園児が安全に移動できる場所であること
- ② 園児が安全に利用できる場所であること
- ③ 園児が日常的に利用できる場所であること
- ④ 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること

② 園舎の構造

ア 原則

○2階建て以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。(幼保条例第8条第3項)

○乳児室等は、園舎の1階に設けること。(幼保条例第9条第4項)

○園舎の3階以上に設けられる乳児室等は、満3歳未満の園児の保育用とすること。
(幼保条例第9条第5項)

イ 乳児室等を2階以上に設ける場合の要件

階	要件
2階	<ul style="list-style-type: none"> 一 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の二に規定する耐火建築物 二 屋外階段その他の規則で定める設備が一以上設けられている 三 園児の転落事故防止設備が設けられている
3階以上	<ul style="list-style-type: none"> 一 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の二に規定する耐火建築物 二 屋外階段その他の規則で定める設備が一以上設けられている 三 園児の転落事故防止設備が設けられている 四 規則で定める要件

※詳細は幼保条例施行規則を参照

※乳児室等とは、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所。

ウ 幼保連携型認定こども園の設置に係る特例

○幼稚園から移行する場合(幼保条例附則第11項)

特例適用の条件	要件
●平成27年3月31日現在、幼稚園が設置されており、当該幼稚園を廃止して、同一の所在場所において、既存の幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を設ける
●運営の実績その他により適切な運営が確保されていると認められるもの	

○保育所から移行する場合(幼保条例附則第12項)

特例適用の条件	要件
●平成27年3月31日現在、保育所が設置されており、当該保育所を廃止して、同一の所在場所において、既存の保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合 ●運営の実績その他により適切な運営が確保されていると認められるもの	秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条第7号(一)から(三)まで (一) 建築基準法(昭和25年法律第20号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。) (二) 屋外階段その他の規則で定める設備が二以上設けられている (三) 園児の転落事項防止設備設けられている

※詳細は秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田県条例第93号)を参照

③ 園舎の面積

ア 基準(幼保条例第8条第4項)

○A 及び B に掲げる面積を合計した面積以上であること。

A 次の学級数の区分に応じた面積

学級数	面積(A)
1学級	180m ²
2学級以上	320m ² +(学級数-2)×100m ²

B 満3歳未満の園児数に基準面積を乗じて得た面積の合計

面積(B)
① 1. 65m ² ×満2歳未満のほふくをしない園児数
+

② 3. 3m² × 満2歳未満のほふくをする園児数

+

③ 1. 98m² × 満2歳以上満3歳未満の園児数

イ 幼保連携型認定こども園の設置に係る特例

○保育所から移行する場合(幼保条例附則第12項)

特例適用の条件	特例
●平成27年3月31日現在、保育所が設置されており、当該保育所を廃止して、同一の所在場所において、既存の保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合	1. 98m ² × 満3歳以上の園児数
●運営の実績その他により適切な運営が確保されていると認められるもの	

④ 園庭の面積

ア 基準

○面積(A)と面積(B)のうちいずれか大きい面積と面積(C)を合計した面積以上とする。

$$\text{面積(A)} : (2\text{学級以下}) 330 \text{m}^2 + (\text{学級数}-1) \times 30 \text{m}^2$$

$$(3\text{学級以上}) 400 \text{m}^2 + (\text{学級数}-3) \times 80 \text{m}^2$$

$$\text{面積(B)} : 3. 3\text{m}^2 \times \text{満3歳以上の園児数}$$

+

$$\text{面積(C)} : 3. 3\text{m}^2 \times \text{満2歳以上満3歳未満の園児数}$$

} いずれか大きい面積

イ 幼保連携型認定こども園の設置に係る特例

○幼稚園から移行する場合(幼保条例附則第11項)

面積(A)のうち学級数の区分に応じた面積と面積(B)を合計した面積以上とする。

面積(A)	面積(B)
(2学級以下) 330m ² + (学級数-1) × 30m ²	3. 3m ² × 満2歳以上満3歳未
(3学級以上) 400m ² + (学級数-3) × 80m ²	満の園児数

※幼稚園設置基準に保育所設備運営基準の満2歳児分の面積を加える。

○保育所から移行する場合(幼保条例附則第12項)

面積(A)と面積(B)を合計した面積以上

面積(A)	面積(B)
3. 3m ² × 満3歳以上の園児数	3. 3m ² × 満2歳以上満3歳未満の園児数

※保育所設備運営基準どおり

屋上の取扱い（局長通知 3(4)）

ア 原則

- 屋上については、一定の要件を満たす場合、園庭としての必要面積に算入することができる。

要 件
<p>屋上が、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にあり、次の①から⑤の要件の全てを満たす</p> <p>①耐火建築物であること ② 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること ③ 園児の利用しやすい場所に、に、便所、水飲み場等を設けること ④ 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること ⑤ 地上の園庭と同様の環境が確保されている(詳細は、局長通知を参照)</p>

イ 特例

- 次の条件及び要件を満たす場合、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、園庭に算入できる。

特例適用の条件	要 件
<ul style="list-style-type: none"> ●平成27年3月31日現在、幼稚園又は保育所が設置されており、当該幼稚園又は保育所を廃止して、既存の幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合 ●運営の実績その他により適切な運営が確保されていると認められるもの 	<p>屋上が、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にあり、上記①から④の要件の全てを満たす</p>

【参考】

○局長通知

3. 園舎、園庭及び設備について

(4) 園庭の設置・面積(屋上の取扱い)について

屋上については、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に存し、かつ、以下の①から⑤までの全ての要件を満たす場合に限り、園庭としての必要面積に算入することができるものとする。これらの要件を

満たすことについては、認可権者において適切に確認すること。また、⑤の要件の確認に当たっては、例えば、室内との連続性や回遊性に配慮しつつ、園児の自然体験を豊かにし、心身の発達を促すような空間となっているか否か等の観点を参考として、学校かつ児童福祉施設である幼保連携型認定こども園における教育・保育を行う場として、相応しい園庭環境が確保されているか否かを確認することが望ましい。ただし、実際の園での活動において、安全の確保や防災上の対応、教育・保育を行う場として相応しい環境の確保等に十分配慮した上で、園庭として面積算入できない屋上の実際の利用を妨げるものではない。

- ① 耐火建築物であること
- ② 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること
- ③ 園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場を設けること
- ④ 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること
- ⑤ 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外(屋上)の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上(保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置するものに限る。)と行き来できると認められること
なお、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又保育所が、当該幼稚園又保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合においては、移行特例として、当分の間、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、上記①から④までの全ての要件を満たす屋上について、算入することができるものとする。

⑤ 園舎の設備

ア 設置が義務である設備(幼保条例第9条第1項)

- 一 職員室
- 二 乳児室又はほふく室(満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合)
- 三 保育室
※満3歳以上の園児に係る保育室は、学級数を下回ってはならない
- 四 遊戯室
- 五 保健室
- 六 調理室
- 七 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
※飲料水用設備と手洗用設備又は足洗用設備は区別して設置すること
- 八 その他規則で定める設備 → 便所(幼保条例規則第2条第1項)

イ 面積基準

区分	面 積
乳児室	1. $65\text{m}^2 \times$ 満2歳未満のほふくしない園児数
ほふく室	3. $3\text{m}^2 \times$ 満2歳未満のほふくする園児数

保育室又は遊戯室	1. 98m ² × 満2歳以上の園児数
----------	---------------------------------

ウ 設備の特例

一 職員室と保健室及び保育室と遊戯室(幼保条例第9条第1項ただし書)

特別の事情があるときは、それぞれ兼用することができる

二 調理室

(一) 外部搬入の場合(幼保条例第9条第6項)

○満3歳以上の給食を外部搬入とする場合は、調理室を設置しないことができる

○園内において必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を設けなければならない

(二) 自園調理による給食を提供する園児が20人未満の場合(幼保条例第9条第7項)

○自園調理による給食を提供する園児が20人未満の場合は、調理室を設置しないことができる

○20人未満の園児に自園調理による給食の提供が行える調理設備を設けなければならない

エ 設置が努力義務となる設備(幼保条例第9条第9項)

一 放送聴取設備(園内に一斉に放送することができる設備)

二 映写設備

三 水遊び場

四 園児洗浄用設備(シャワー設備その他の園児の身体を清潔にすることができる設備)

五 図書室

六 会議室

保育室等の設置階

乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所

○園舎が耐火建築物で、保育所と同様の設備を備える場合は、3階以上の階に保育室等を設けることができる。

この場合の保育室等は、満3歳未満の園児用とすること。

[例外]

○保育室と同じ階又は保育室のある階の上下1階の範囲内に園庭がある場合は、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることが認められる。

【参考】

○局長通知

3. 園舎、園庭及び設備について

(2) 保育室等の設置階について

幼保連携型認定こども園において、園舎が耐火建築物であり、保育所と同様の設備を備える場合に基準省令第6条第3項に規定により例外的に3階以上の階に設けられる保育室等(同項に規定する「保育室等」をいう。以下同じ。)は、同条第4項の規定のとおり、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならないが、当該保育室と同じ階又は当該保育室のある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合に限り、例外的な取扱いとして、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることも認められるものとする。

この場合の園庭が屋上(バルコニー等を含む。以下同じ。)にある場合は、(4)の①から⑤までの全ての要件を満たすことが必要となる。これらの要件を満たすことについては、認可権者において適切に確認すること。

幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有

- 原則は、設置者が園地、園舎等の所有権を有していること。
- 下記通知により、一定の要件を満たす場合は、園地・園舎の自己所有要件が緩和されている。

【参考】 ○課長通知

府政共生第743号・26高私行第9号・雇児保発1218第1号・社援基発1218第1号

平成26年12月18日

各都道府県私立学校主管部(局)長・各都道府県民生主管部(局)長・各指定都市・中核市民生主管部(局)長 殿

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当)/文部科学省初等中等教育局幼児教育課長/文部科学省高等教育局私学行政課長/厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長/厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について(通知)

国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園の園地、園舎等については、幼保連携型認定こども園の運営が安定的かつ継続的に行われることが必要であるため、原則として、設置者がその所有権を有していることが適當です。

このことについては、幼保連携型認定こども園と同様に、教育又は保育を提供する施設である幼稚園又は保育所も同様であり、学校法人が設置する幼稚園については、園地、園舎等の基本財産は、「原則として負担附(担保に供せられている等)又は借用のものでないこと」としていること、また、保育所の設置に必要な土地及び建物についても、原則として、設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることとしている一方で、一定の要件を満たす場合には、これらの園地、園舎等(一部の社会福祉法人が保育所を設置する場合は施設用地に限る。)について民間等からの借用を認めるという取扱いとしており、幼稚園については「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」(平成19年3月28日付通知18文科高第756号)、保育所については「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日付通知雇児発第

0524002号・社援発第0524008号)において通知しているところです。

幼保連携型認定こども園については、幼稚園及び保育所の取扱いを踏まえ、下記のとおりとすることとしますので、貴職におかれでは、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、貴団体の関係部局と連携の上、その運用に遗漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 学校法人の設置する幼保連携型認定こども園については、「幼稚園と同様に、「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」に準じた取扱いとすること。

なお、幼保連携型認定こども園には幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)は適用されないが、幼保連携型認定こども園の園地、園舎等については、幼稚園と同様に、教育上、保育上及び安全上支障がない場合には、借用することができることとして差し支えないこと。

2. 社会福祉法人の設置する幼保連携型認定こども園については、保育所と同様に、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」に準じた取扱いとすること。

3. 幼保連携型認定こども園を設置するため、幼稚園及び保育所について単一の設置主体による運営に切り替えるために事業の全部を譲渡(以下「事業譲渡」という。)する場合の取扱いについては、「複数の法人が連携して設置する幼保連携型認定こども園に係る法人間の財産の承継を含む事業譲渡等の取扱いについて」(平成24年12月18日付通知府政共生964号、24初幼教第10号、雇児保発1218第1号、社援基発1218第1号)において通知したところであるが、現に設置されている幼稚園又は保育所の園地、園舎等について、民間等からの借用を認めるという取扱いを受けている場合において、当該幼稚園又は保育所について、その設置主体である学校法人又は社会福祉法人が幼保連携型認定こども園の設置主体となる学校法人又は社会福祉法人に対して事業譲渡を行う際には、1. 又は2. に関わらず、引き続き、民間等からの借用を認めることを原則とすること。

(6) 管理運営状況表(様式第5号)

※記載上の留意点は、「I 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)」の関係部分を参照

○教育時間、保育時間、開園時間等は次のとおり。(幼保条例第19条)

区分	原 則	備 考
教育時間	1日4時間を標準	・具体的な教育時間の設定は各園の判断(4時間を確保することは必要) ・幼保条例施行規則第4条第2項
保育時間	1日8時間	・家庭の状況等を考慮して園長が定める。 ・幼保条例施行規則第4条第3項
開園時間	1日11時間	・局長通知 4(1)
開園日	日曜日及び国民の祝日を除いた日	保育の利用希望がない場合には開

	(教育週数:年間39週以上)	園しないことができる ・局長通知 4(1)
--	----------------	--------------------------

【参考】**○局長通知****4. 運営について****(1) 教育時間・保育時間について**

毎学年の教育週数は基準省令第9条第1項第1号の規定のとおり、原則として年間39週以上であるが、保育を行う児童福祉施設としての位置付けであることから、保育所と同様、幼保連携型認定こども園の1年の開園日は、日曜日及び国民の祝日を除いた日とすることを原則とする。また、基準省令上、教育に係る標準的な1日当たりの時間(以下「教育時間」という。)は4時間を標準とし、保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とするものであるが、1日の開園時間は、保育所と同様、11時間とすることを原則とすること。

また、教育時間は、基準省令第9条第1項第2号の規定のとおり、4時間を標準とする時間を確保することが必要だが、具体的な時間設定は、各園の判断に委ねられること。

ただし、開園日及び開園時間について、保護者が必要とする適正な保育を提供できるよう、原則として上記のとおりの開園が求められるが、市町村が行う利用調整の結果、保育の利用希望がない場合には開園しないことができるなど、就労状況等地域の実情に応じて定められるよう、弾力的な取扱いが認められること。

【参考】関係書類、組織及び学期等**○省令****(学校教育法施行規則の準用)**

第26条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第25条、第27条、第28条第1項及び第2項前段、第48条、第49条、第59条、第60条並びに第63条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

○学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) 読替後

第25条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長(以下「園長」という。)は、当該幼保連携型認定こども園に在籍する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(第28条において「園児」という。)について出席簿を作成しなければならない。

第28条 幼保連携型認定こども園において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 幼保連携型認定こども園に關係のある法令
- 二 園則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表

<p>四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿</p> <p>五 入学者の選抜及び成績考查に関する表簿</p> <p>六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録</p> <p>七 往復文書処理簿</p> <p>2 前項の表簿は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。</p> <p>第48条 幼保連携型認定こども園には、設置者の定めるところにより、園長の執務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。</p> <p>2 職員会議は、園長が主宰する。</p> <p>第49条 幼保連携型認定こども園には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。</p> <p>2 学校評議員は、園長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。</p> <p>3 学校評議員は、当該幼保連携型認定こども園の職員以外の者で教育、保育又は子育ての支援に関する理解及び識見を有するもののうちから、園長の推薦により、当該幼保連携型認定こども園の設置者が委嘱する。</p> <p>第59条 幼保連携型認定こども園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>第60条 教育の終始の時刻は、園長が定める。</p> <p>第63条 非常変災その他急迫の事情があるときは、園長は、臨時に教育又は保育を行わないことができる。この場合において、地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の長に報告しなければならない。</p>

(7) 教育及び保育の計画

※記載上の留意点は、「I 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)」の関係部分を参照

幼保連携型認定こども園における教育及び保育の内容

- 幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、法に定める目的及び目標を達成することである。
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて教育及び保育が行われること。
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性が図られている。

【参考】教育及び保育の内容

○法

(定義)

第2条

- 7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、保護者

に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

(教育及び保育の目標)

第9条 幼保連携型認定こども園においては、第2条第7項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設(児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。次条第2項において同じ。)としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- 六 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じ、心身の健康の確保及び増進を図ること。

(教育及び保育の内容)

第10条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第2条第7項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

幼保連携型認定こども園
教育・保育要領

- 2 主務大臣が前項に規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第45条第2項の規定に基づき児童福祉施設に関する厚生労働省令で定める基準(同項第3号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。)との整合性の確保並びに小学校(学校教育法第1条に規定する小学校をいう。)における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。

【参考】指導要録

○政令

(幼保連携型認定こども園廃止後の書類の保存)

第8条 幼保連携型認定こども園(国が設置するものを除く。)が廃止されたときは、地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園については当該幼保連携型認定こども園を設置していた地方公共団体の長、地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園については都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長)が、法第36条第2項に規定する主務省令で定めるところにより、それぞれ当該幼保連

携型認定こども園に在籍し、又はこれを卒園した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

○省令

(幼保連携型認定こども園の指導要録)

第30条 園長は、その幼保連携型認定こども園に在籍する園児の指導要録(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(以下「令」という。)第8条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下この条において同じ。)を作成しなければならない。

- 2 園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。
- 3 園長は、園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写し(転園してきた園児については転園により送付を受けた指導要録(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。)の写しを含む。)を転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。
- 4 指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。
- 5 令第8条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項に規定する保存期間から当該幼保連携型認定こども園においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

(8) 小学校教育との連携に関する計画

※記載上の留意点は、「I 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)」の関係部分を参照

(9) 教育保育従事職員の研修計画

※記載上の留意点は、「I 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)」の関係部分を参照

(10) 子育て支援事業の実施計画

※記載上の留意点は、「I 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)」の関係部分を参照

(11) 利用者負担に関する規程

※記載上の留意点は、「I 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)」の関係部分を参照

(12) 欠格事由に該当しない旨の誓約書

法第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書(様式第23号)

○認定こども園法の一部改正により、新たに規定された事項である。

設備運営基準のほかに、欠格事由も審査の基準とされた。

○申請者(法人代表者)だけでなく、すべての役員等が対象となる。

【参考】欠格事由

○法

(設置等の認可) ← 幼保連携型認定こども園

第17条

2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第13条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 申請者が、第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第19条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第1号、第2号又は前号に該当する者

ハ 第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消し

の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの(当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。)

二 第4号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園(当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものの

○政令

(法第3条第5項第4号口及び第17条第2項第1号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」という。)第3条第5項第4号口及び第17条第2項第1号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)
- 二 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- 三 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)
- 四 生活保護法(昭和25年法律第144号)
- 五 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- 六 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- 七 介護保険法(平成9年法律第123号)
- 八 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)
- 九 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)
- 十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
- 十二 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

(法第3条第5項第4号ハ及び第17条第2項第2号の政令で定める労働に関する法律の規定)

第2条 法第3条第5項第4号ハ及び第17条第2項第2号の政令で定める労働に関する法律の規定は、次のとおりとする。

- 一 労働基準法(昭和22年法律第49号)第117条、第118条第1項(同法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。)、第119条(同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。)及び第120条(同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限

る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条(第4項を除く。)の規定により適用される場合を含む。)

二 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定

三 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定

2 申請書添付書類の留意点

(1) 園則と運営規定の関係

- 省令の規定による園則の作成と、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の規定による運営規程を作成する。
- 園則については、設置認可申請の添付書類として県に提出する。
- 運営規程については、特定教育・保育施設として定めておかなければならぬとされ、施設の確認を受ける際に市町村に提出する。
- 園則と運営規程は提出先が異なるが、記載事項については一部重なる事項もあることから、園則に一本化することも考えられる(各設置者の判断による)。

【参考】園則**○省令**

(幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等)

第15条 幼保連携型認定こども園の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次に掲げる事項を記載した書類及び法第十三条第一項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添えてしなければならない。

一～四 略

五 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(第三項及び次条において「園則」という。)

六、七 略

(幼保連携型認定こども園の園則に記載すべき事項)

第16条 園則には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項

二 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項

三 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項

四 利用定員及び職員組織に関する事項

「こども園法における利用定員」=認可定員

五 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項

六 保育料その他の費用徴収に関する事項

七 その他施設の管理についての重要事項

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

(平成26年内閣府令第39号)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 提供する特定教育・保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日

五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。)

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

※その他の添付書類については、「I 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)」の関係部分を参照。

3 認可申請前の確認

○幼保連携型認定こども園の認可事務を円滑に進めるため、認可申請前に提出書類、施設設備、保育内容等を確認する訪問を実施する。

[申請までの流れ]

- 施設を訪問し、提出書類・保育内容等の確認、申請に係る指導助言を行う。
↓
- 訪問時の指導助言に基づき、申請書及び添付書類の修正を行う。
↓
- 申請書提出

(1) 認定こども園サポート事業実施園

①提出書類

○原則は、認定こども園としての事業開始後を想定した書類を作成し、提出すること。

これが困難な場合は、訪問時期直近の書類をもって代えることができる。

※認可申請時は、事業開始後の内容を記載できるものは記載すること。

○提出締切 11月下旬の県が指定した日

(2) (1)以外の施設

○原則は、認定こども園としての事業開始後を想定した書類を作成し、提出すること。

これが困難な場合は、訪問時期直近の書類をもって代えることができる。

※認可申請時は、事業開始後の内容を記載できるものは記載すること。

○関係書類の提出締切、訪問日時等については、別途協議により決定する。

(3) 確認訪問に係る提出書類

○認定に係る提出書類のほか、訪問当日の日案(部数は別途指示あり)を提出すること。

○訪問は、認定こども園への移行を希望するすべての施設が対象となる。

4 秋田県幼保連携型認定こども園審議会への諮問

○幼保連携型認定こども園については、以下に掲げる場合、審議会の意見を聴かなければならない。

- ①設置、廃止・休止、設置者の変更の認可をしようとするとき
- ②事業の停止、施設の閉鎖の命令をしようとするとき
- ③認可の取消しをしようとするとき

○本審議会は、秋田県幼保連携型認定こども園審議会条例(平成26年秋田県条例第78号)に基づき設置されている。

【参考】**○法**

(設置の認可)

第17条

3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならぬ。

(事業停止命令)

第21条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

- 一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。
 - 二 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。
 - 三 正当な理由がないのに、六月以上休止したとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならぬ。

(認可の取消し)

第22条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第17条第1項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならぬ。

(都道府県における合議制の機関)

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

5 情報の提供(様式第13号)

○幼保連携型認定こども園を設置しようとする者は、知事に情報提供を行わなければならぬ。

○幼保連携型認定こども園の設置の届出又は設置認可申請の際、本様式も提出すること。

《記載上の留意点》

①「施設の名称」及び「所在地」は、届出時又は認可申請時の園名を記載する。

②「施設において保育する子どもの人数」

※「利用定員」については、3ページを参照。

こども園法に基づいて設定し、県の認可を受けた後は、「認可を受けた利用定員(いわゆる「認可定員」)」となる。以降、認可定員とする。

○支援法第19条各号に規定する区分ごとの認可定員を記載する。

・保育を必要とする子どもに係る利用定員(満3歳未満)

→ 支援法第19条第3号と同義 (3号認定子ども)

乳児(0歳)と満3歳未満の幼児(1、2歳)に分けて記載する。

・保育を必要とする子どもに係る利用定員(満3歳以上)

→ 支援法第19条第2号と同義 (2号認定子ども)

・保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員(満3歳以上)

→ 支援法第19条第1号と同義 (1号認定子ども)

○認可定員とは、定員の上限を定めるものであることから、入園予定者を収容可能な定員数とすること。

③「認定こども園の名称」

○その目的にふさわしいものであり、かつ、秋田県内の既存の私立幼保連携型認定こども園と同一又は紛らわしいものでないこと。

○施設名称に「幼保連携型認定こども園」を使用するかどうかは任意。

○園則、運営規程、定款、寄附行為等で規定されている正式名称を記載すること。

④「教育又は保育の目標及び主な内容」

○目標及び主な内容を簡潔に記載する。(詳細は添付の教育・保育に関する計画で確認)

⑤「子育て支援事業」 → 6～7ページを参照

【参考】情報提供

○法

(都道府県知事への情報の提供)

第18条 第16条の届出を行おうとする者又は前条第1項の認可を受けようとする者は、第4条第1項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

2 指定都市等の長は、前条第1項の認可をしたときは、速やかに、都道府県知事に、前項の書類の写しを送付しなければならない。

3 指定都市等の長は、当該指定都市等が幼保連携型認定こども園を設置したときは、速やかに、第4条第1項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

6 設置後の手続き

(1) 幼保連携型認定こども園である旨の掲示(幼保連携型認定こども園条例第21条)

○施設又は敷地の公衆の見やすい場所に、“幼保連携型認定こども園”である旨の掲示をすること。 → 看板が考えられるが、これに限らない

○幼保連携型認定こども園としての施設名称に“幼保連携型認定こども園”を使用(挿入)するかは任意(設置者の判断)による。

例) 幼保連携型認定こども園 ○○こども園 } どちらでもよい
 ○○こども園

(2) 廃止又は休止の届出・申請

○公立施設の廃止又は休止については、届出。

幼保連携型認定こども園廃止・休止届出書(様式第8号)

○私立施設の廃止又は休止については、認可申請。

幼保連携型認定こども園廃止・休止認可申請書(第11号)

○施設を廃止又は休止する場合は、できるだけ早期に県に事前相談をしてください。

~~幼保連携型認定こども園審議会の意見聴取を要します。~~

○届出・認可申請の期限は施設の廃止又は休止の3か月前です

【参考】休止等の認可等

○省令

(幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請又は届出)

第17条 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次に掲げる事項(休止についての認可の申請又は届出の場合にあっては第4号に掲げる事項を除く。)を記載した書類を添えなければならない。

- 一 廃止又は休止の理由
- 二 園児の処置方法
- 三 廃止の期日又は休止の予定期間
- 四 財産の処分

幼保連携型認定こども園廃止後の書類の保存

○幼保連携型認定こども園を廃止した場合は、指導要録の原本を、次に掲げる者が保存しなければならない。

- 公立施設…設置していた地方公共団体の長
- 私立施設…都道府県知事

【参考】廃止後の書類の取扱

○政令

(幼保連携型認定こども園廃止後の書類の保存)

第8条 幼保連携型認定こども園(国が設置するものを除く。)が廃止されたときは、地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園については当該幼保連携型認定こども園を設置していた地方公共団体の長、地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園については都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長)が、法第36条第2項に規定する主務省令で定めるところにより、それぞれ当該幼保連携型認定こども園に在籍し、又はこれを卒園した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

○省令

(幼保連携型認定こども園の指導要録)

第30条 園長は、その幼保連携型認定こども園に在籍する園児の指導要録(就学前の子どもに関する教

育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(以下「令」という。)第8条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下この条において同じ。)を作成しなければならない。

(3) 設置者の変更の届出・申請

○公立施設の設置については、届出。

幼保連携型認定こども園設置者変更届出書(様式第9号)

○私立施設の設置については、認可申請。

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書(第12号)

【参考】設置者変更の認可等

○省令

(幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請又は届出)

第18条 幼保連携型認定こども園の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、当該設置者の変更に関する者が連署して、変更前及び変更後の第15条第1項第1号から第6号までに掲げる事項並びに変更の理由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者になろうとする者が成立前の地方公共団体である場合は、当該成立前の地方公共団体の連署を要しない。

(4) 園長の届出(様式第14号)

○学校教育法第10条(私立学校の校長届出義務)の準用により、私立の幼保連携型認定こども園は、園長を定め、知事に届け出なければならない。

(5) 変更の届出(様式第15号)

○幼保連携型認定こども園の届出を行った市町村又は設置の認可を受けた者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、届け出なければならない。

① 届出書又は認可申請書記載事項

一 目的 ↗ 市町村を除く

二 名称

三 所在地

四 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面

五 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(第3項及び次条において「園則」という。)

六 経費の見積り及び維持方法 ↗ 市町村を除く

七 開設の時期

② 園則記載事項

一 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園し

ている時間に関する事項

- 二 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- 三 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
- 四 利用定員及び職員組織に関する事項
- 五 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- 六 保育料その他の費用徴収に関する事項
- 七 その他施設の管理についての重要事項

【参考】変更の届出

○省令

(幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等)

第15条 幼保連携型認定こども園の設置についての認可又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次に掲げる事項を記載した書類及び法第13条第1項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添えなければならない。

- 一 目的 <input type="checkbox"/> 市町村を除く
 - 二 名称
 - 三 所在地
 - 四 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - 五 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(第3項及び次条において「園則」という。)
 - 六 経費の見積り及び維持方法 <input type="checkbox"/> 市町村を除く
 - 七 開設の時期
- 2 法第16条の届出を行った市町村又は法第17条第1項の認可を受けた者は、前項各号に掲げる事項(市町村にあっては第1項及び第6項に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事(地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長)に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による園則の変更は、次条に掲げる事項に係る園則の変更とする。

(幼保連携型認定こども園の園則に記載すべき事項)

第16条 園則には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
- 二 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- 三 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
- 四 利用定員及び職員組織に関する事項
- 五 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- 六 保育料その他の費用徴収に関する事項
- 七 その他施設の管理についての重要事項

7 既存施設からの移行特例等

- 既存施設(幼稚園、保育所、幼稚園型認定こども園又は保育所型認定こども園)から幼保連携型認定こども園へ移行する場合における特例や、みなし幼保連携型認定こども園の経過措置が認められる。
- 移行特例や経過措置の適用を受ける既存施設等は、新設基準に適合するよう努めなければならない。
- 子ども・子育て支援法第58条に基づく情報公表制度において、都道府県が移行特例の適用状況を公表することとされた。

県条例

【参考】

○局長通知

5. 既存施設からの移行の特例等について

認可基準上、既存施設(幼稚園、保育所、幼稚園型認定こども園又は保育所型認定こども園)から幼保連携型認定こども園へ移行する場合における特例や、みなし幼保連携型認定こども園についての経過措置が認められることとされているが、これらの移行特例や経過措置の適用を受ける既存施設やみなし幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園を新規に設置する場合に適用される基準(以下「新設基準」という。)に適合するよう努めることが求められてものであることに留意すること。

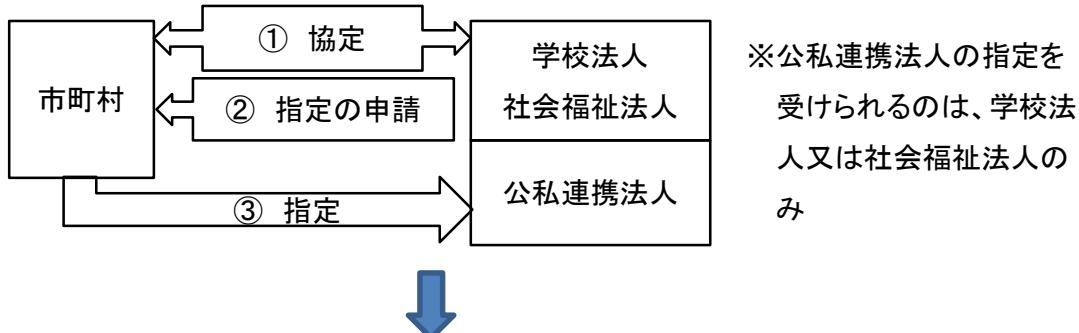
なお、移行特例を適用した施設については、新設基準に適合する努力義務の実施を促すため、子ども・子育て支援法第58条に基づく情報公表制度において、都道府県が移行特例の適用状況を公表すること。なお、国においては、施行10年経過後を目途に、特例の適用状況等を勘案し、移行特例の内容等を検討することとしている。

III 公私連携幼保連携型認定こども園

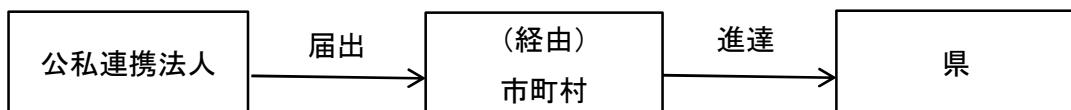
1 設置の届出(様式第17号)

～公私連携幼保連携型認定こども園の設置までの流れ～

(1) 公私連携法人の指定(法第34条第1項及び第2項)



(2) 公私連携幼保連携型認定こども園の設置届(法第34条第3項)



○届出書には、次に掲げる書類を添付すること。

- ①法第34条第1項に規定する公私連携法人の寄附行為又は定款
- ②法第34条第1項に規定する指定に関する書類
- ③法第34条第2項に規定する協定に関する書類
- ④要領第2条第2項各号に規定する書類

2 設置後の手続き



(1) 廃止又は休止の申請(様式第18号)

- 公私連携幼保連携型認定こども園の廃止又は休止については、認可申請となる。
- 市町村長は、意見を付すことができる。
- 廃止の場合は、法第34条第13項の規定により、継続して教育及び保育の利用を希望する者に対して、必要な教育及び保育が継続されるよう、他の幼保連携型認定こども園やその他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(2) 設置者の変更の申請(様式第19号)

- 公私連携幼保連携型認定こども園の設置者の変更については、認可申請となる。
- 市町村長は、意見を付すことができる。

【参考】公私連携幼保連携型認定こども園の設置等

○法

(公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例)

第34条 市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携幼保連携型認定こども園(次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う幼保連携型認定こども園をいう。以下この条において同じ。)の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの(学校法人又は社会福祉法人に限る。)を、その申請により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人(以下この条において「公私連携法人」という。)として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定(第11項及び第14項において単に「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条において単に「協定」という。)を締結しなければならない。

- 一 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- 二 公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項
- 三 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- 四 協定の有効期間
- 五 協定に違反した場合の措置
- 六 その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

3 公私連携法人は、第17条第1項の規定にかかわらず、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより、公私連携幼保連携型認定こども園を設置することができる。

4 市町村長は、公私連携法人が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携法人が協定に基づき公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等を行うために設備の整備を必要とする場合には、当該協定に定めるところにより、当該公私連携法人に対し、当該設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡するものとする。

5 前項の規定は、地方自治法第96条及び第237条から第238条の5までの規定の適用を妨げない。

6 公私連携法人は、第17条第1項の規定による廃止等の認可の申請を行おうとするときは、市町村長を経由して行わなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に関し意見を付すことができる。

7 市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を適切にさせるため必要があると認めるときは、公私連携法人若しくは園長に対して必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

8 第19条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

9 第7項の規定により、公私連携法人若しくは園長に対し報告を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは公私連携幼保連携型認定こども園に立入検査をさせた市町村長(指定都市等の長を除く。)は、当該公私連携幼保連携型認定こども園につき、第20条又は第21条第1項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならな

い。

- 10 市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由がなく協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、公私連携法人に対し、協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。
- 11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携法人が勧告に従わないとときは、指定を取り消すことができる。
- 12 公私連携法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私連携幼保連携型認定こども園について、第17条第1項の規定による廃止の認可を都道府県知事に申請しなければならない。
- 13 公私連携法人は、前項の規定による廃止の認可の申請をしたときは、当該申請の日前1月以内に教育及び保育等を受けていた者であって、当該廃止の日以後においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育労が継続的に提供されるよう、他の幼保連携型認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
- 14 指定都市等の長が指定を行う公私連携法人に対する第3項の規定の適用については、同項中「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは、「指定都市等の長」とし、第6項の規定は、適用しない。

IV 認定こども園(4類型共通)

※秋田市の施設においては、「都道府県」を「中核市(秋田市)」と、「都道府県知事」を「中核市長(秋田市長)」とよみかえてください。

1 教育・保育情報の提供

○都道府県知事は、インターネット等により、施設の利用を希望する者に法第4条第1項各号に掲げる事項及び教育保育概要を周知することとされている。

○県では、「子ども・子育て支援情報公表システム」及び県のホームページに掲載する。

(1) 教育・保育情報を提供するとき

① 幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園の認定をしたとき(法第3条第1項又は第3項)

② (公立)幼保連携型認定こども園の届出を受けたとき(法第16条)

③ (私立)幼保連携型認定こども園の認可をしたとき(法第17条第1項)

④ 指定都市等の長が(私立)幼保連携型認定こども園の認可をし、当該指定都市等の長から関係書類の写しの送付を受けたとき(法第18条第2項)

※秋田県の場合は、秋田市(中核市)所在の施設が対象となる。

⑤ 指定都市等の長が幼保連携型認定こども園を設置し、当該指定都市等の長から関係書類の提出を受けたとき(法第18条第3項)

※秋田県の場合は、秋田市(中核市)が対象となる。

(2) 周知すべき教育・保育情報

○周知する教育・保育情報は、第4条第1項各号に掲げる事項及び教育保育概要(当該施設において行われる教育及び保育等の概要)となる。

① 法第4条第1項各号に掲げる事項

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 施設の名称及び所在地

三 保育を必要とする子どもに係る利用定員(満3歳未満の者に係る利用定員及び満3歳以上の者に係る利用定員に区分するものとする。) ← 認可定員

四 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員(満3歳未満の者に係る利用定員及び満3歳以上の者に係る利用定員に区分するものとする。) ← 認可定員

五 その他主務省令で定める事項

(規則第8条関係) ←

一 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育機能施設の別

二 認定こども園の名称

三 認定こども園の長(認定こども園の事業を管理する者をいう。)となるべき者の氏名

四 教育又は保育の目標及び主な内容

五 第2条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの

② 教育保育概要に関する事項

※要領第2条第2項第5号から第9号までの事項のうち、次の表に掲げる記載事項とする。

要領第2条第2項	周知する教育・保育情報
五 教育及び保育の計画	教育及び保育の目標、方針等
六 小学校教育との連携に関する計画	連携・交流の有無等
七 教育保育従事職員等の研修計画	研修計画の有無等
八 子育て支援事業の実施計画	実施する子育て支援事業
九 保育料(基本負担額)、上乗せ徴収(特定負担額) 及び実費徴収等の利用者負担に関する規程	利用者負担額

【参考】教育・保育情報の提供

○法

(教育・保育等に関する情報の提供)

第28条 都道府県知事は、第3条第1項又は第3項の認定をしたとき、第16条の届出を受けたとき、第17条第1項の認可をしたとき、第18条第2項の書類の写しの送付を受けたとき又は同条第3項の書類の提出を受けたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、これらに係る施設において提供されるサービスを利用しようとする者に対し、第4条第1項各号に掲げる事項及び教育保育概要(当該施設において行われる教育及び保育等の概要をいう。次条第1項において同じ。)についてその周知を図るものとする。第3条第9項の規定による公示を行う場合及び都道府県が幼保連携型認定こども園を設置する場合も、同様とする。

2 変更の届出(様式第15号)

(1) 変更届出事項

○次の事項を変更する場合は、あらかじめ、届け出が必要となる。

① 認定申請事項(法第4条第1項関係)

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 施設の名称及び所在地
- 三 保育を必要とする子どもに係る利用定員(満3歳未満の者に係る利用定員及び満3歳以上の者に係る利用定員に区分するものする。)
- 四 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員(満3歳未満の者に係る利用定員及び満3歳以上の者に係る利用定員に区分するものとする。)

五 その他主務省令で定める事項

(規則第8条関係) ←

- 一 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育機能施設の別
- 二 認定こども園の名称

三 認定こども園の長(認定こども園の事業を管理する者をいう。)となるべき者の氏名

四 教育又は保育の目標及び主な内容

五 第2条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの

② 教育保育概要に関する事項

※要領第2条第2項に規定する事項のうち、次に掲げる書類の記載事項とする

五 教育及び保育の計画

六 小学校教育との連携に関する計画

七 教育保育従事職員等の研修計画

八 子育て支援事業の実施計画

九 保育料(基本負担額)、上乗せ徴収(特定負担額)及び実費徴収等の利用者負担
に関する規程

【参考】変更の届出

○法

(変更の届出)

第29条 認定こども園の設置者(都道府県を除く。次条において同じ。)は、第4条第1項に掲げる事項及び教育保育概要として前条の規定により周知された事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(2) 軽微な変更(規則第28条第1号及び第2号関係)

○次に掲げる事項については、届出が必要ない軽微な変更となる。

① 利用定員の変更(要領第8条第2項関係)

10人を超えない範囲内で行われる利用定員の変更

※上記の軽微な変更については、幼保連携型認定こども園を除く(幼保連携型認定こども園は10人以内の利用定員の変更でも届出が必要)

※職員配置や施設設備基準に影響が生じる場合は届出を要する。

② 教育保育概要の変更(要領第9条第3項関係)

要領第2条第1項に規定するもののうち、次に掲げる事項

五 教育及び保育の計画

六 小学校教育との連携に関する計画

七 教育保育従事職員等の研修計画

八 子育て支援事業の実施計画

【参考】軽微な変更

○省令

(法第29条第1項の主務省令で定める軽微な変更)

第28条 法第29条第1項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第4条第1項第3号に規定する保育を必要とする子どもに係る利用定員又は同項第4号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員の変更のうち都道府県知事が定める数を超

えない範囲内で行われるもの(幼保連携型認定こども園の利用定員、幼稚園の収容定員又は保育所等の入所定員の変更を伴うものを除く。)

二 法第28条に規定する教育保育概要として同条の規定により周知された事項の変更のうち都道府県知事が定めるもの。

3 運営状況報告(様式第16-1号、第16-2号)

○毎年、認定こども園の運営状況を5月15日(秋田市の施設は秋田市が定める期日)までに報告しなければならない。(要領第9条第1号)

○運営状況の報告事項は、次のとおり。

①県条例で定める要件に適合していることを確認するために必要な事項(要領第9条第2号)

○要領第2条第2項第1号から第4号までの事項

- 一 教育保育従事職員等の配置に関する書類
- 二 教育保育従事職員の資格に関する書類
- 三 施設設備の状況に関する書類
- 四 管理運営に関する書類又は幼保連携型認定こども園にあっては園則(管理運営に関する事項を含む場合)

②周知された教育保育概要を確認するために必要な事項(要領第9条第3号)

○要領第2条第2号第5号から第9号までの事項

- 五 教育及び保育の計画
- 六 小学校教育との連携に関する計画
- 七 教育保育従事職員等の研修計画
- 八 子育て支援事業の実施計画
- 九 保育料(基本負担額)、上乗せ徴収(特定負担額)及び実費徴収等の利用者負担に関する規程

※教育保育概要に関する書類については、「認定こども園訪問」等の際に確認する。

【参考】運営状況報告

○法

(報告の徴収等)

第30条 認定こども園の設置者は、毎年、主務省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

○省令

(法第30条第1項の規定による報告の方法等)

第29条 法第30条第1項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

- 一 報告年月日の前日において在籍している法第4条第1項第3号に規定する保育を必要とする子どもに係る利用定員(満3歳未満の者の数及び満3歳以上の者の数に区分するものとする。)及び同項第4号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員(満3歳未満の者の数及び満3

歳以上の者の数に区分するものとする。)

- 二 当該認定こども園が法第3条第1項又は第3項の都道府県の条例で定める要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項
- 三 法第28条の規定により周知された同条に規定する教育保育概要を確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項

V 需給調整

○認定・認可申請については、基準・要件等に適合している場合は、原則、認定・認可することとなる。

○一定の場合には、認定・認可しないこと(需給調整)ができる。(法第3条第7項、法第17条第6項)

幼保連携型以外

幼保連携型

○需給調整は、1号・2号・3号それぞれの認定区分ごとに判断することとなる。

1 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)

(1) “供給=需要”の場合

申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員総数が、県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数に既に達している場合

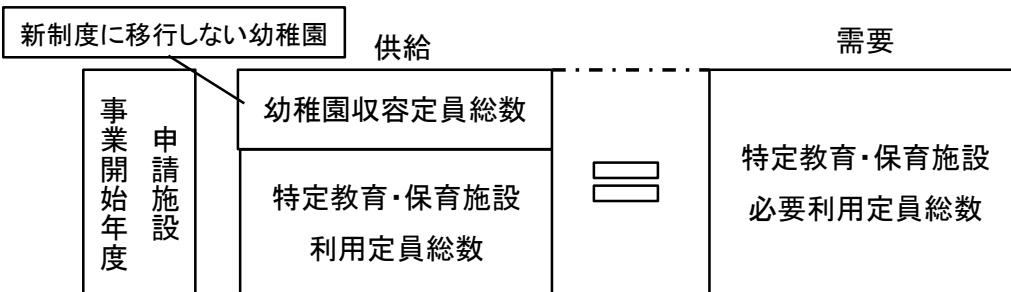
(2) “供給>需要”となる場合

申請に係る施設の認定によって、当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員総数が、県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数を超えることになると認める場合

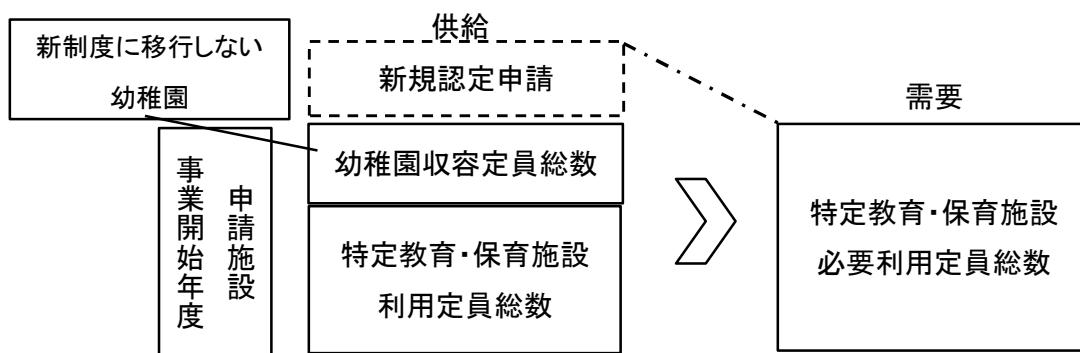
(3) 県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合

① 1号認定子ども(規則第7条第1項第1号)

○申請施設事業開始年度において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域の特定教育・保育施設(市町村計画に基づき整備する施設を含む)の利用定員総数と特定教育・保育施設以外の幼稚園の収容定員の総数(在籍児が収容定員を下回る場合は、在籍児の総数を勘案して知事が定める数)の合計数が、県計画で定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数に達している場合

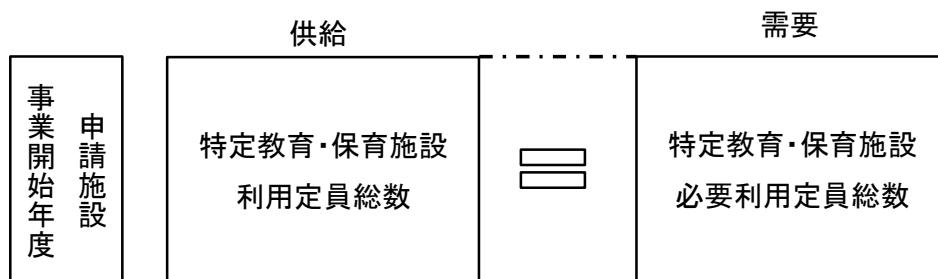


○当該申請に係る施設の認定により、申請施設事業開始年度において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域の特定教育・保育施設(市町村計画に基づき整備する施設を含む)の利用定員総数と特定教育・保育施設以外の幼稚園の収容定員の総数(在籍児が収容定員を下回る場合は、在籍児の総数を勘案して知事が定める数)の合計数が、県計画で定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数を超えることになると認める場合

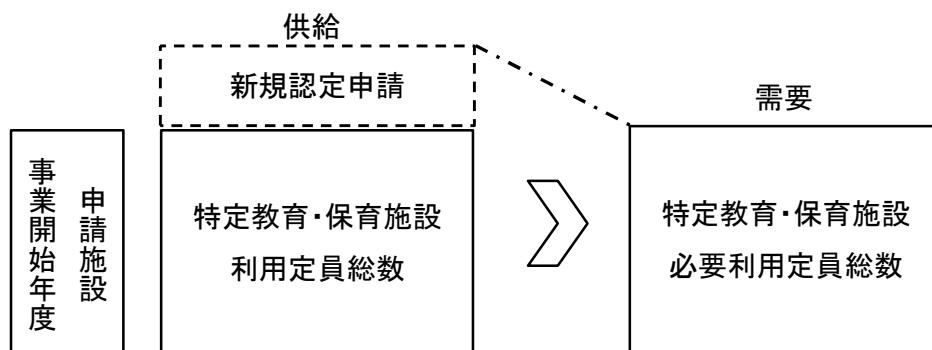


② 2号認定子ども(規則第7条第1項第2号)

- 申請施設事業開始年度において、申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員総数が、県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数に既に達している場合

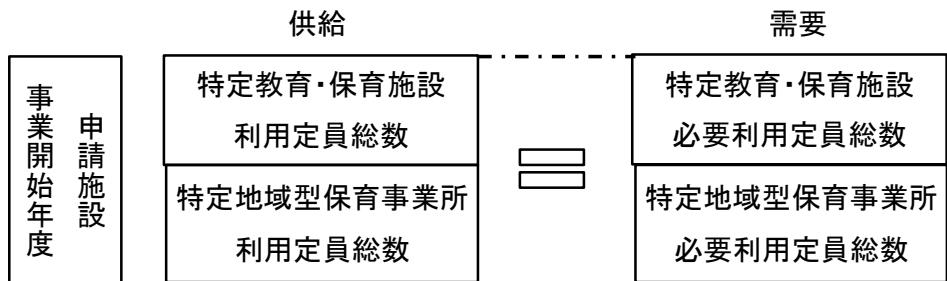


- 申請に係る施設の認定により、申請施設事業開始年度において、申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員総数が、県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数を超えることになると認められる場合

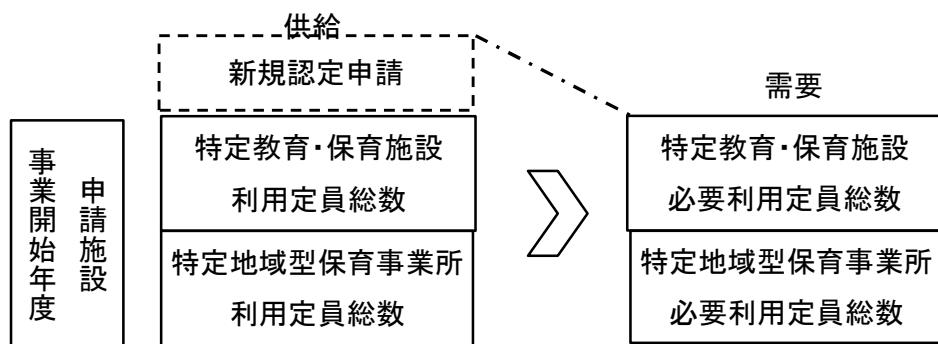


③ 3号認定子ども(規則第7条第1項第3号)

- 申請施設事業開始年度において、申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもを除き、市町村計画に基づき整備するものを含む)の利用定員総数が県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数に既に達している場合



○申請に係る施設の認定によって、申請施設事業開始年度において、申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもを除き、市町村計画に基づき整備するものを含む)の利用定員総数が県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数を超えることになると認める場合

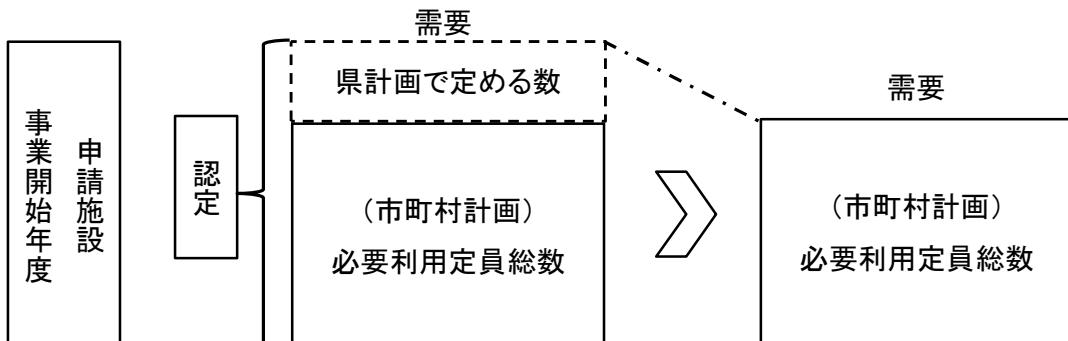


④ ①・②・③の施設が幼稚園又は保育所である場合の需給調整(規則第7条第2項)

○幼稚園又は保育所が認定こども園に移行する場合、認定こども園への移行を促進するため、市町村計画における特定教育・保育施設の必要利用定員総数に、県計画で定める当該区域において実施しようとする教育又は保育の提供の確保体制に必要な数(県計画で定めた数)を加えた数に達するまで認定しなければならないこととされている。

○教育又は保育の提供の確保体制に必要な数については、認定に裁量が生じることがないよう、都道府県計画において定めることとされている。

○この場合の幼稚園及び保育所は、施設の運営の実績その他により適切な運営が確保されていると認められるものに限る。



【参考】需給調整

○法

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)

第3条

8 都道府県知事は、第1項又は第3項及び第5項に基づく審査の結果、その申請が第1項又は第3項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第5項各号に掲げる基準(その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあっては、同項第4号に掲げる基準に限る。)に該当すると認めるとき(その申請をした者が国又は市町村である場合にあっては、その申請が第1項又は第3項の条例で定める要件に適合していると認めるとき)は、第1項又は第3項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第62条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び第17条第6項において同じ。)の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当するときは、第1項又は第3項の認定をしないことができる。

- 一 当該申請に係る施設の所在地を含む区域(子ども・子育て支援法第62条第2項第1号により当該都道府県が定める区域をいう。以下この項及び第17条第6項において同じ。)における特定教育・保育施設(同法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項及び第17条第6項において同じ。)の利用定員の総数(同法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。
- 二 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数(子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定・教育・保育施設の必要利用定員総数(同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。
- 三 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数(子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

○省令

(法第3条第7項ただし書の主務省令で定める場合)

第7条 法第3条第7項ただし書きの主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第3条第1項又は第3項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第62条第2項第1号により都道府県が定める区域をいう。以下この条及び第21条第1項において同じ。)における特定教育・保育施設(同法第27条第1項に規定する特定教

育・保育施設をいい、同法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画(第3号及び第22条第1項第1号において「市町村計画」という。)に基づき整備しようとするものを含む。以下この項及び第22条第1項において同じ。)の利用定員の総数(当該申請に係る施設の事業の開始を予定する日の属する事業年度(以下この条において「申請施設事業開始年度」という。)に係るものであって、同法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)及び特定教育・保育施設以外の幼稚園の収容定員の総数(申請施設事業開始年度に係るものをおい、当該特定教育・保育施設以外の幼稚園に在籍している幼児の総数が当該収容定員の総数に満たない場合にあっては、当該在籍している幼児の総数を勘案して都道府県知事が定める数)の合計数が、同法第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(以下この条及び第22条において「都道府県計画」という。)において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(申請施設事業開始年度に係るものであって、同法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認める場合

二 法第3条第1項又は第3項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数(申請施設事業開始年度に係るものであって、子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(申請施設事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認める場合

三 法第3条第1項又は第3項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(子ども・子育て支援法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいう。以下この号及び第22条第1項において同じ。)(同法第43条第1項に規定する事業所内保育事業所における同項に規定する労働者等の看護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。)の利用定員の総数(申請施設事業開始年度に係るものであって、同法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数(申請施設事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認める場合

2 前項各号の施設が保育所又は幼稚園(これらの施設の運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)である場合における同項各号の規定の適用については、これらの規定中「必要利用定員総数(申請施設事業開始年度に係るものであって」とあるのは、「必要利用定員総数(申請施設事業開始年度に係るもの(都道府県計画で定める当該区域において実施しようとする教育又は保育の提供体制の確保に必要な数を加えて得た数を含む。)であって」とする。

2 幼保連携型認定こども園

(1) “供給＝需要”の場合

申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数に既に達している場合。

(2) “供給>需要”となる場合

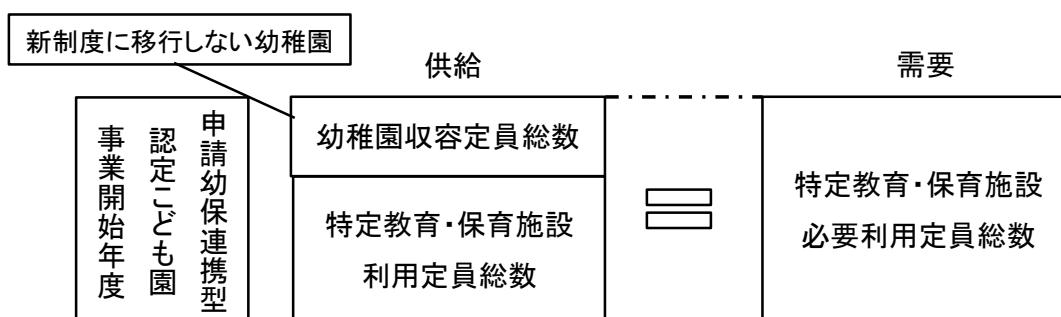
申請に係る設置の認可によって、当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数を超えることになると認めること。

(3) 県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合

① 1号認定子ども(規則第22条第1項第1号)

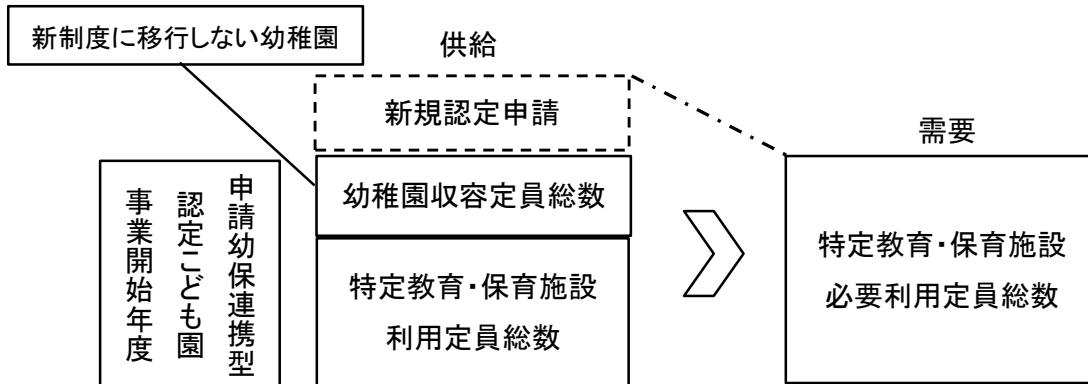
○申請幼保連携型認定こども園事業開始年度における、設置認可申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数及び当該特定教育・保育施設以外の幼稚園の収容定員の総数在籍児が収容定員を下回る場合は、在籍児の総数を勘案して知事が定める数の合計数が、県計画で定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数に達している場合

○秋田市所在の施設については、幼保連携型認定こども園の認可権者である秋田市(中核市)が定める子ども・子育て支援事業計画、市計画に基づく教育・保育提供区域、幼稚園に在籍している幼児の総数が収容定員の総数に満たない場合の在籍児の総数を勘案して市長が定める数が適用される(以下②、③及び④において同じ。)。



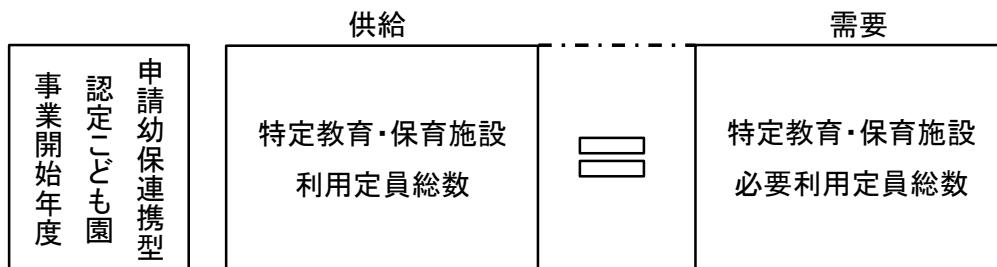
○申請に係る設置の認可によって、申請幼保連携型認定こども園事業開始年度における、当該設置認可申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数及び当該特定教育・保育施設以外の幼稚園の収容定員の総数在籍児が収容定員を下回る場合は、在籍児の総数を勘案して知事が定める数の合計数が、県計画で定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数に達している場合

要利用定員総数を超えることになると認める場合

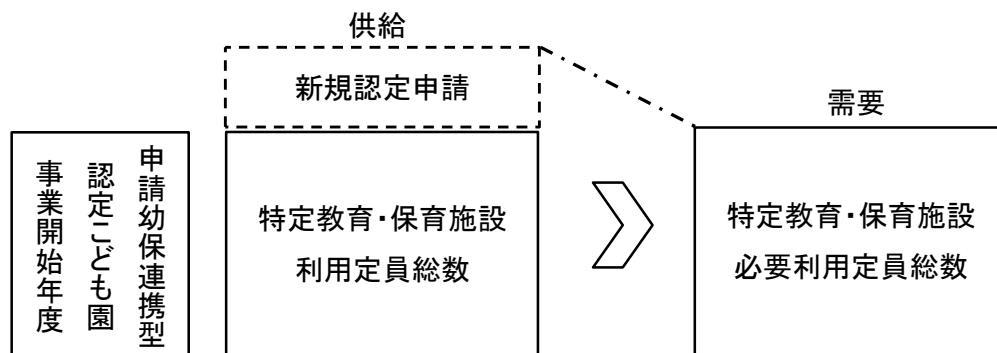


② 2号認定子ども(規則第22条第1項第2号)

- 申請幼保連携型認定こども園事業開始年度における、設置認可申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数に既に達している場合

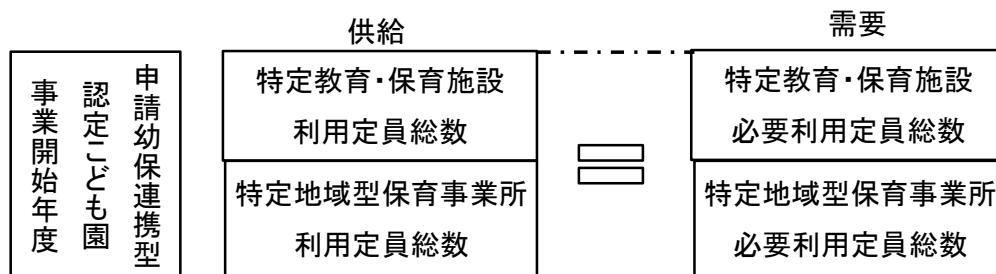


- 当該申請に係る設置の認可によって、申請幼保連携型認定こども園事業開始年度における、当該設置認可申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数を超えることになると認める場合

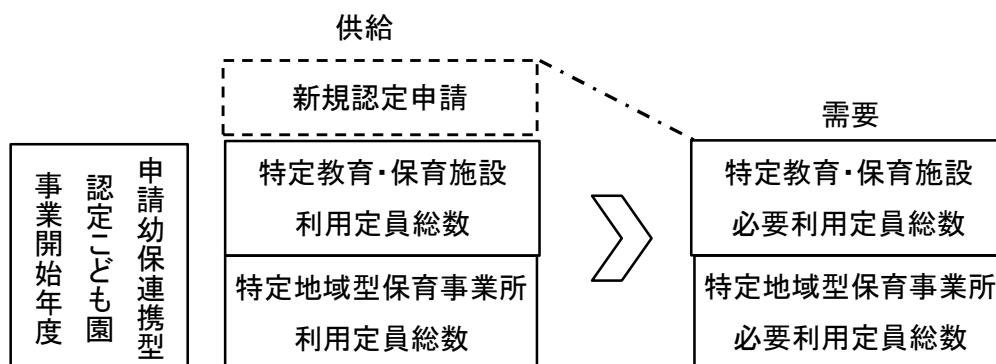


③ 3号認定子ども(規則第22条第1項第3号)

○申請幼保連携型認定こども園事業開始年度において、設置認可申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもを除き、市町村計画に基づき整備するものを含む)の利用定員総数が県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数に既に達している場合



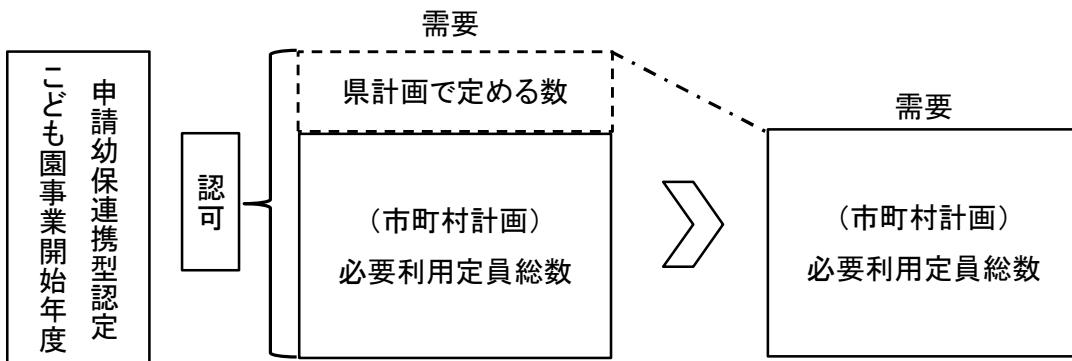
○申請に係る設置の認可によって、申請幼保連携型認定こども園事業開始年度において、当該設置認可申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもを除き、市町村計画に基づき整備するものを含む)の利用定員総数が県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数を超えることになると認める場合



④ ①・②・③の申請が既存の幼稚園又は保育所を廃止して設置しようとする場合の需給調整(規則第22条第2項)

○既存の幼稚園又は保育所が、幼稚園又は保育所を廃止して幼保連携型認定こども園に移行する場合、幼保連携型認定こども園への移行を促進するため、市町村計画における特定教育・保育施設の必要利用定員総数に、県計画で定める当該区域において実施しようとする教育又は保育の提供の確保体制に必要な数(県計画で定めた数)を加えた数に達するまで認可しなければならないこととされている。

○教育又は保育の提供の確保体制に必要な数については、認可に裁量が生じることがないよう、都道府県計画において定めることとされている。



【参考】需給調整

○法

(設置の認可)

第17条

6 都道府県知事は、第1項及び第2項に基づく審査の結果、その申請が第13条第1項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第2項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第1項の設置の認可をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。)の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第1項の設置の認可をしないことができる。

一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域(指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。)における特定教育・保育施設の利用定員の総数(子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定・教育・保育施設の必要利用定員総数(同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるととき。

二 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数(子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定・教育・保育施設の必要利用定員総数(同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認められるとき。

三 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数(子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるととき。

○省令

(法第17条第6項ただし書の主務省令で定める場合)

第22条 法第17条第6項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第17条第1項の設置の認可の申請に係る幼保連携型認定こども園の設置をしようとする場所を含む区域(指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。)における特定教育・保育施設の利用定員の総数(当該申請に係る幼保連携型認定こども園の事業の開始を予定する日の属する事業年度(以下この条において「申請幼保連携型認定こども園事業開始年度」という。)に係るものであって、同法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)及び特定教育・保育施設以外の幼稚園の収容定員数の総数(申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものをしていい、当該特定教育・保育施設以外の幼稚園に在籍している幼児の総数が当該収容定員の総数に満たない場合にあっては、当該在籍している幼児の総数を勘案して都道府県知事(指定都市等の長が認可を行う場合にあっては指定都市等の長)が定める数)の合計数が、都道府県計画(指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、同法第61条第1項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村計画。以下この条において同じ。)において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、同法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認める場合
 - 二 法第17条第1項の設置の認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数(申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認める場合
 - 三 法第17条第1項の設置の認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(子ども・子育て支援法第43条第1項に規定する事業所内保育事業所における同項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備しようとするものを含む。)の利用定員の総数(申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、同法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数(申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認める場合
- 2 前項各号の申請に係る幼保連携型認定こども園が幼稚園又は保育所を廃止して設置しようとする場合における同項各号の規定の適用については、これらの規定中「必要利用定員総数(申請幼保連携型認

定こども園事業開始年度に係るものであって」とあるのは、「必要利用定員総数(申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るもの(都道府県計画で定める当該区域において実施しようとする教育又は保育の提供の確保体制に必要な数を加えて得た数を含む。)であって」とする。

例 規 集

関係条例・規則・要領・様式等を添付してください
幼保推進課ホームページ「わか杉っ子元気に！ネット」
の掲示板からダウンロードできます